

東京都地球温暖化対策指針

2009（平成 21）年 6 月



東京都地球温暖化対策指針（目次）

総則

第1	目的	1
第2	用語の定義	1
第3	東京都及び事業者の役割	1

第1編 大規模事業所における地球温暖化の対策の推進

第1	総量削減義務の設定方針	3
第2	地球温暖化の対策の推進体制	4
第3	温室効果ガス排出量の把握	6
第4	計画的な地球温暖化の対策の推進	7
第5	地球温暖化対策計画書の作成等	10
第6	テナント等事業者における地球温暖化の対策の推進	10
第7	自動車に係る地球温暖化の対策の推進	13

第2編 中小規模事業所における地球温暖化の対策の推進

第1	中小規模事業所の基本的な考え方	15
第2	地球温暖化の対策の推進体制	15
第3	温室効果ガス排出量の把握	16
第4	継続的な地球温暖化の対策の推進	19
第5	地球温暖化対策報告書の作成等	20

附則		25
----	--	----

別表第1 事業所等における地球温暖化の対策

第1	組織体制の整備	27
第2	エネルギー等の使用状況の把握	31
第3	運用対策	32
第4	設備保守対策	41
第5	設備導入対策	43

別表第2 貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用している場合の地球温暖化の対策

第1	自らの貨物等の搬入のため他者の自動車を利用しているとき	47
第2	施設利用者等の貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用しているとき	48

東京都地球温暖化対策指針

総 則

第1 目的

この指針は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）第5条の4第1項に基づき、温室効果ガス排出事業者（以下「事業者」という。）が取り組むべき地球温暖化の対策の推進体制の整備、温室効果ガス排出量の把握、地球温暖化対策計画書及び地球温暖化対策報告書等を作成するための方法等について定めるものであり、東京都及び各事業者が相互に連携を図りながら、実効性ある地球温暖化の対策を継続的に推進することにより、東京都内の温室効果ガス排出量の確実な削減を実現することを目的とする。

第2 用語の定義

この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

第3 東京都及び事業者の役割

東京都及び各事業者は、それぞれ次の役割を担うことを基本とし、相互に連携を図りながら、この指針に基づき地球温暖化の対策を継続的に推進するものとする。

1 東京都の役割

(1) 温室効果ガスの排出削減に向けた施策の推進

知事は、都内の温室効果ガスの排出状況を踏まえ、その削減目標を適切に設定し、目標達成に向けた実効性ある施策を総合的に推進するものとする。

(2) 温室効果ガスの排出削減に資する情報提供

知事は、事業者が実効性ある地球温暖化の対策を継続的に推進することができるよう、事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の把握及びその削減等のための措置の実施に資する情報の提供に努めるものとする。

(3) 地球温暖化の対策の推進に係る事業者への指導・助言

知事は、地球温暖化の対策の推進の程度がこの指針に照らして不十分と認める場合に、指導・助言を行うことができる。

(4) 地球温暖化の対策の推進が著しく不十分な事業者への勧告

知事は、第1編第6 4及び第2編第5 11に基づき勧告を行う場合のほか、次のアからオまでに該当する場合など、事業者が取り組む地球温暖化の対策の推進の程度が、この指針に照らして著しく不十分であり、かつ(3)に定める指導・助言を行ったにもかかわらず正当な理由なく従わないときは、条例第5条の6に基づき、専門的知識を有する者の意見を聴いて、当該事業者に対し、必要な措置を実施するよう勧告することができる。

ア 地球温暖化の対策の推進のために必要な組織体制の整備を怠る場合

イ 電気若しくは都市ガスの使用量など自ら把握可能なエネルギー使用量又はこれに対応

する温室効果ガス排出量の把握を怠る場合

ウ 技術的かつ経済的に実施可能な温室効果ガスの排出削減等のための措置を怠る場合

エ 他の事業者がその事業活動に伴い排出される温室効果ガスの量の把握又はその削減等のための措置を実施するに当たり、これに必要な協力を当該他の事業者から求められたにもかかわらず、技術的かつ経済的に実施可能な協力を行わない場合

オ 他の事業者がその事業活動に伴い排出される温室効果ガス排出量の把握又はその削減等のための措置を実施するに当たり、これを故意に妨げる場合

2 事業者の役割

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの削減等

事業者は、自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの量の把握及びその削減等のための措置を継続的に実施するよう努めなければならない。

(2) 他の事業者の事業活動に伴い排出される温室効果ガスの削減等への協力

事業者は、他の事業者が取り組む当該他の事業者自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの量の把握及びその削減等のための措置の実施に対し、必要な協力を行うよう努めなければならない。

(3) 東京都が実施する施策への協力

事業者は、東京都が実施する温室効果ガスの排出削減のための施策について把握及び理解に努め、効果的に施策が実施されるよう協力しなければならない。

第1編 大規模事業所における地球温暖化の対策の推進

第1 総量削減義務の設定方針

条例第5条の11第1項の義務（以下「総量削減義務」という。）に関し、知事は、削減義務率を、次の方針により決定した。

1 東京都の温室効果ガス削減目標

東京都は、東京都環境基本条例（平成6年東京都条例第92号）に基づき、平成20年3月に策定した「東京都環境基本計画」において、「2020年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減する」ことを定めるとともに、部門別のCO₂排出量の削減目標を設定した。

2020年度における部門別の削減目標値は表1のとおりである。

なお、東京の温室効果ガス排出量の95%は、エネルギー起源CO₂である（2000年度時点）。

表1 2020年度における部門別の削減目標値

	エネルギー起源CO ₂ 排出量			2020年度削減率	
	1990年度	2000年度	2020年度	1990年度比	2000年度比
業務・産業部門	2,555	2,570	2,146	16%	17%
家庭部門	1,300	1,433	1,158	11%	19%
運輸部門	1,483	1,766	1,022	31%	42%
合計	5,338	5,768	4,326	19%	25%

（排出量の単位は万トン）

2 大規模事業所への温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度における2020年度時点でのCO₂排出量削減目標の設定

大規模事業所への温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂の排出削減目標は、東京全体の削減目標（2020年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減する）を達成する観点から検討し、設定した。

表1に示すように、東京全体の削減目標を達成するために必要な、2020年度の業務・産業部門の削減目標は、2000年度と比べて17%削減する水準である2,146万トンとなる。この削減目標の達成に必要な、本制度の対象事業所（大規模事業所部門）の2020年度の排出上限目標量は、958万トン（エネルギー供給側による係数改善効果を反映した値）となる。

3 第1計画期間での総量削減目標の設定と第2計画期間の見通し

温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度においては、5年間の削減計画期間が設定され、5年間の排出総量の削減が目標となる。総量削減目標の設定に際しては、第1計画期間（平成22年度から平成26年度までの削減計画期間をいう。以下同じ。）を、「大幅削減に向けた転換始動期」と位置付け、第1計画期間においては「経営層を含めた削減態勢の確立」、「本格的な省エネ投資の計画化」等を促進させ、第2計画期間（平成27年度から平成31年度までの削減計画期間をいう。以下同じ。）でより大幅な削減を図る。

この観点から、第1計画期間の総量削減目標（排出可能上限量）は、大規模事業所部門の

基準排出量から6%削減した水準とする（*）。

今回は、第1計画期間での総量削減目標を決定するが、2020年に向けた計画的な削減の推進（省エネルギー設備投資等の推進）を容易にするため、第2計画期間における総量削減目標の見通しも併せて提示する。第2計画期間の総量削減目標は、既存事業所（総量削減義務の適用日（平成22年4月1日）における指定地球温暖化対策事業所をいう。以下同じ。）においては基準排出量と比べ約17%削減される水準で設定することが必要と見込まれる。

*大規模事業所部門の基準排出量とは、既存事業所の基準排出量の合計量を指す。総量削減目標量は、第1計画期間5年間における大規模事業所部門の排出可能上限量であり、大規模事業所部門の基準排出量から6%減じた1年度当たりの排出量を5年間分合計することにより求められる。この総量削減目標量には、総量削減義務施行後に、新たに第1計画期間において特定地球温暖化対策事業所となる事業所の排出可能上限量等を含む。

第2 地球温暖化の対策の推進体制

1 組織体制の整備

(1) 指定地球温暖化対策事業者

指定地球温暖化対策事業者は、事業活動における地球温暖化の対策を着実かつ効果的に推進するため、次に掲げる事項を行うための組織体制を整備し、当該事項を着実に実施するものとする。

ア 地球温暖化の対策の実施に関する目標、実施方針、計画等の作成

イ 地球温暖化の対策の実施及び進行管理

ウ 地球温暖化の対策の効果の確認及び検証

エ 地球温暖化の対策の見直し

オ 温室効果ガス排出量及び温室効果ガス排出量を算定する基となるエネルギー使用量等の記録並びに当該エネルギー使用量等を証する書類の管理

カ 事業所におけるエネルギー消費設備・機器の稼働状況、エネルギーの使用に関する数値等を定期的に記録する管理台帳の整理

キ オ及びカに掲げるもののほか、事業所におけるエネルギー消費設備・機器の運転及び保全についての適正な管理

ク 事業所の構成員、来所者及びその事業活動に係る他の事業者などに対する地球温暖化の対策に関する理解及び認識を深めるための地球温暖化の対策に関する普及啓発及び教育活動の実施

ケ 地球温暖化の対策の実施のための予算の管理

(2) 特定地球温暖化対策事業者

特定地球温暖化対策事業者は、事業活動における地球温暖化の対策を着実かつ効果的に推進するとともに、温室効果ガス排出量を管理し、必要に応じて振替可能削減量の振替（以下「排出量取引」という。）を実施して、総量削減義務を履行するため、(1)に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を行うための組織体制を整備するものとする。

ア 地球温暖化の対策の実施による排出量の削減見込を踏まえた、排出量取引により取得する必要がある振替可能削減量又は排出量取引により移転することができる振替可能削減量の予測その他の管理

- イ 他の事業者との排出量取引の実施に関する連絡、調整、契約等
- ウ 排出量取引の実施のための予算の管理

2 組織体制の構成

(1) 指定地球温暖化対策事業者

指定地球温暖化対策事業者は、条例第6条の2第1項及び第2項の規定により、指定地球温暖化対策事業所ごとに、統括管理者及び技術管理者を選任しなければならない。また、当該事業所の規模に応じて地球温暖化の対策を効率的に推進できる単位ごとに、推進責任者及び推進員を選任するものとする。

指定地球温暖化対策事業者（指定地球温暖化対策事業者が法人その他の団体である場合にあっては、具体的には、当該団体の代表者、役員その他の経営に従事している者。以下2において同じ。）は、条例第6条の2第3項の規定により、地球温暖化の対策の推進に関し、統括管理者の意見及び技術管理者の技術的助言を尊重しなければならない。また、当該助言を踏まえて地球温暖化の対策を推進するために適切な判断を行うよう努めなければならない。

(2) 統括管理者

統括管理者は、技術管理者の助言を尊重し、次に掲げる職務を行うものとする。

- ア 地球温暖化の対策の目標、計画の決定及び見直し
- イ 地球温暖化の対策の実施状況の把握及び効果の検証
- ウ 従業員への地球温暖化の対策に関する指導及び監督
- エ 指定地球温暖化対策事業者への意見の申出

(3) 技術管理者

技術管理者は、指定地球温暖化対策事業者及び統括管理者に対して地球温暖化の対策の推進に関する技術的な助言を継続的に行うものとする。具体的な地球温暖化の対策の実施に当たっては、推進責任者及び推進員に対して技術的な助言を行うものとする。

助言に当たっては、設備導入対策（エネルギー消費設備・機器の改修及びより効率の高いエネルギー消費設備・機器の導入に係る対策をいう。以下同じ。）に限らず、運用対策（エネルギー消費設備・機器の運用改善に係る対策（冷暖房設定温度の緩和のための軽装の奨励等間接的にエネルギー消費設備・機器の運用改善となる対策を含む。）をいう。以下同じ。）及び設備保守対策（エネルギー消費設備・機器の清掃、部品交換等により設備・機器の機能を維持する対策をいう。以下同じ。）についても積極的に行うよう努めなければならない。

(4) 推進責任者

推進責任者は、指定地球温暖化対策事業者若しくは統括管理者の指示又は技術管理者の助言に従い、個別の対策又は各部署における対策の責任者として推進員へ対策の実施を指示し、その進行管理を行うものとする。

(5) 推進員

推進員は、各推進責任者の指示又は技術管理者の助言に従い、対策を実施するものとする。

3 統括管理者及び技術管理者の選任等

(1) 統括管理者

統括管理者は、指定地球温暖化対策事業者の役員又は従業員の中から選任するものとする。ただし、指定地球温暖化対策事業者が投資法人、特定目的会社等であつて、地球温暖化の対策に係る業務を統括する部署及び当該部署に所属する従業員が指定地球温暖化対策事業者の中にいないと知事が認める場合にあっては、指定地球温暖化対策事業者の役員又は従業員以外の外部の者を選任することができる。

(2) 技術管理者

技術管理者については、指定地球温暖化対策事業者の役員又は従業員以外の外部の者を選任することができる。

(3) 技術管理者の兼任

技術管理者の兼任は、次に掲げる基準をいずれも満たす場合に限り認められる。

ア 当該技術管理者が兼任する指定地球温暖化対策事業所の数が、5以下であること。

イ 当該技術管理者が管理する指定地球温暖化対策事業所において、当該技術管理者は、事業所におけるエネルギー消費設備・機器の運転及び保全についての情報を収集し、2(3)に規定する技術的な助言を指定地球温暖化対策事業者、統括管理者等に行う機会を毎月1回以上設けること。

4 テナント等事業者がいる指定地球温暖化対策事業所における体制

指定地球温暖化対策事業者以外に、指定地球温暖化対策事業所の全部又は一部を使用するテナント等事業者がいる場合においては、指定地球温暖化対策事業者は、条例第7条第1項の規定により、当該テナント等事業者との協力推進体制を整備しなければならない。

協力推進体制とは、次に掲げる行動を確保する体制とする。

- (1) 指定地球温暖化対策事業者及びテナント等事業者が集まり、地球温暖化の対策の推進に関し、現状の確認、対策の周知、課題の提示、改善案の作成等を行う会議を定期的で開催する（テナント等事業者の数が多く、すべてのテナント等事業者の会議への参画が困難である場合等においては、指定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量に与える影響が小さいテナント等事業者を除くことができる。）。
- (2) 指定地球温暖化対策事業者とテナント等事業者とは、協議の上、地球温暖化の対策の推進に関し、指定地球温暖化対策事業所の運用に係る規程を作成し、当該規程を遵守する。
- (3) 指定地球温暖化対策事業者は、テナント等事業者ごとのエネルギー使用量の把握（推計による把握を含む。）に努め、かつ、当該エネルギー使用量をテナント等事業者に通知する。当該通知を受けたテナント等事業者は、エネルギー使用量の低減に努める。
- (4) テナント等事業者は、独自にエネルギー供給会社と契約している場合には、供給を受けているエネルギーの使用量に係る情報を指定地球温暖化対策事業者へ提供する。これを受け、指定地球温暖化対策事業者は、指定地球温暖化対策事業所全体の温室効果ガス排出量を把握する。

第3 温室効果ガス排出量の把握

1 排出量の把握対象

指定地球温暖化対策事業者は、条例第5条の25の規定により、毎年度、指定地球温暖化対策事業所内における事業活動（指定地球温暖化対策事業者以外のテナント等事業者が行うものを含む。）に伴い排出される特定温室効果ガス（工場のフォークリフト等事業所の区域内の

みで使用される自動車の運行に伴い排出されるものを含む。)及びその他ガスの前年度の排出量を算定し、その推移を継続的に把握しなければならない。

2 排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定方法は、規則別表第1並びに知事が別に定める特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン及びその他ガス排出量算定ガイドラインによるものとする。

指定地球温暖化対策事業者が行う温室効果ガス排出量の算定は、総量削減義務の基となるものであることから、これらのガイドラインに定める方法以外の方法によることはできない。

第4 計画的な地球温暖化の対策の推進

1 温室効果ガス排出量の削減に係る目標の設定

(1) 目標を定める範囲

指定地球温暖化対策事業者は、条例第5条の24第1項及び規則第4条の22の規定により、指定地球温暖化対策事業所ごとに、温室効果ガス排出量の削減を進めるための定量的な目標を定めるものとする。

特定温室効果ガスの削減量にその他ガス削減量及び振替可能削減量の利用を加えて算定される算定排出削減量についての定量的な目標は必ず定めるものとする。

その他ガスの排出量が多い事業所は、当該排出量についての目標を定めるよう努めなければならない。特に、当該排出量が当該事業所に係るすべての温室効果ガス排出量に占める割合が2分の1以上である場合にあっては、当該排出量の削減について定量的な目標を定めるものとする。

この場合において、算定排出削減量の定量的な目標については、指定地球温暖化対策事業所が総量削減義務の対象となっていないときも、将来に総量削減義務の対象となったときの削減義務量を推定して定めるよう努めるものとする。

(2) 目標年度

指定地球温暖化対策事業者は、条例第5条の24第1項及び規則第4条の22の規定により、少なくとも目標の設定の日の属する削減計画期間の終了年度を目標年度の一つとして設定しなければならない。

(3) 目標水準

特定地球温暖化対策事業所の算定排出削減量の目標については、条例第5条の24第2項の規定により、削減義務量以上の目標値としなければならない。この場合において、技術的及び経済的に実施可能な対策の実施により削減義務量以上の削減が見込まれる場合にあっては、削減義務量と同水準の目標にとどまることなく、更に高い目標を定めるものとする。

また、エネルギー消費設備・機器の長期的な更新計画を適切に策定するため、第1計画期間における算定排出削減量の目標については、第2計画期間に必要と見込まれる総量削減目標の水準(第1-3に示すもの)を勘案して定めるよう努めなければならない。

(4) 自らの事業所における対策と排出量取引

指定地球温暖化対策事業者は、条例第5条の11第2項の規定により、振替可能削減量の取得に優先して、当該特定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減に努めなければならない。具体的には、2に掲げる手順その他の手順により、特定地球温暖化対策事

業所において経済的及び技術的に実施可能な対策を積極的に検討し、実施可能な対策の実施により見込まれる削減量を算定した後に、当該削減量が削減義務量に不足する量について排出量取引を行うという手順で検討するよう努めなければならない。

2 地球温暖化の対策の計画及び実施

(1) 特定温室効果ガス排出量の削減に係る対策

指定地球温暖化対策事業者は、指定地球温暖化対策事業所ごとに、別表第1の第3の部から第5の部まで、知事が別に示す対策事例集、優良特定地球温暖化対策事業所認定基準（条例第5条の15第1項の知事が別に定める基準をいう。以下同じ。）等を参考にして、知事が別に示す点検表を活用することにより、技術的に実施可能な対策の計画及び実施に努めるものとする。また、省エネルギー対策（エネルギーの使用の合理化によりエネルギーの消費に伴う温室効果ガスの排出の量を抑制する地球温暖化の対策をいう。以下同じ。）に加え、再生可能エネルギーを利用する設備の導入も検討するものとする。

指定地球温暖化対策事業者以外に、指定地球温暖化対策事業所の全部又は一部を使用するテナント等事業者がいる場合においては、指定地球温暖化対策事業者は、テナント等事業者が地球温暖化の対策を推進するよう誘導するため、テナント等事業者が実施した地球温暖化の対策によるエネルギー使用量削減等の効果を当該テナント等事業者に還元する措置の実施を検討するよう努めるものとする。

これらの場合において、指定地球温暖化対策事業者は、第2計画期間における総量削減義務の履行も考慮し、第2計画期間の総量削減義務の履行のために第1計画期間及び第2計画期間において実施する対策を併せて検討するよう努めるものとする。

対策を選定する手順の例を次に示す。

ア 現状把握

事業所における燃焼設備、空気調和設備、受変電設備、照明設備等について、管理台帳等を用いて設備・機器の保有状況、運転条件等を把握するとともに計測及び記録により設備・機器の稼動状況を把握する。また、設備・機器別、工程別、用途別等にエネルギーの使用量、エネルギーの使用に係る原単位等の実績を確認する。

なお、当該事業所に複数の建物又は施設があり、これらの状況を個別に把握できる場合は、建物又は施設ごとに把握する。

イ 地球温暖化の対策の検討及び選定

(ア) 別表第1の第3の部から第5の部までに記載されている対策については、その実施方法を検討し、事業所の設備、施設等の条件に適合する省エネルギー対策を選定する。ただし、当該対策を代替し、より大きな削減が見込める対策を選定する場合又は当該対策による削減量の見込みが極めて小さい場合については、この限りでない。

(イ) 別表第1の第3の部から第5の部までに記載されていない対策については、対策事例集を参考とし、エネルギー消費の大きな設備・機器を中心に、技術的条件を勘案して、実施する省エネルギー対策その他の地球温暖化の対策の検討及び選定をする。

なお、対策事例集に掲げられている削減対策以外の削減対策も積極的に検討するよう努めるものとする。

(2) 排出量取引

排出量取引の対象となる振替可能削減量には、次に掲げる種類のものがある。指定地球

温暖化対策事業者は、1(4)による検討の結果、排出量取引を実施する必要があると判断した場合には、取得する削減量の種類及び取得方法について検討し、計画的な取得に努めるものとする。

ア 超過削減量

他の特定地球温暖化対策事業所における削減義務量を超えて削減した量をいう。

イ 都内削減量

総量削減義務の対象とならない都内の事業所等における削減量をいう。

ウ 都外削減量

都外の事業所等における削減量をいう。

エ 環境価値換算量

再生可能エネルギーを起源とする電気又は熱が有する環境価値を温室効果ガス排出量の削減量に換算した量をいう。

オ その他削減量

条例以外で認められた温室効果ガス排出量の削減量であって、具体的には、次の2つの削減量が規則第4条の13各号により認められている。ただし、いずれも、発電の規模、方法等について知事が別に定めるものに限る。

(ア) 新エネルギー等電気相当量（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法に基づく仕組みにおける新エネルギー等電気相当量をいう。）を温室効果ガス排出量の削減量に換算した量

(イ) グリーン電力証書の電力量を温室効果ガス排出量の削減量に換算した量

(3) その他ガスの削減に係る対策

指定地球温暖化対策事業者は、その他ガスの排出量が多い指定地球温暖化対策事業所がある場合は、当該事業所ごとに、技術的に実施可能な対策の計画及び実施に努めるものとする。

また、指定地球温暖化対策事業者は、水道及び工業用水道の使用並びに公共下水道への排水に伴い排出される温室効果ガスの排出量の削減については、すべての指定地球温暖化対策事業所ごとに、技術的に実施可能な対策の計画及び実施に努めるものとする。

3 毎年度ごとの状況確認

特定地球温暖化対策事業者は、削減義務期間全体の削減義務量を達成するため、毎年度、温室効果ガスの排出状況、エネルギーの使用に係る原単位、地球温暖化の対策の実施状況及び計画進捗状況並びに温室効果ガス排出量に影響するその他の要素の現状及び将来の動向を把握し、計画的な削減に努めなければならない。地球温暖化の対策の実施状況又は削減対策の効果が計画通りにならなかった場合、事業活動の規模又は設備の状況が変化した場合等にあつては、削減対策、実施スケジュール、削減目標等計画の内容について必要な見直しを行うものとする。

また、削減計画期間の最終年度には、その前年度までの削減量及び最終年度の削減量見込みの合計と最終的な削減義務量とを比較して、総量削減義務を履行するため、削減計画期間終了の翌年度において必要な排出量取引の量を予測し、当該排出量取引に係る適切な予算措置を講じるよう努めるものとする。

第5 地球温暖化対策計画書の作成等

1 地球温暖化対策計画書の作成及び提出

指定地球温暖化対策事業者は、(1)から(7)までに掲げる事項その他条例第6条各号に定める事項について、知事が別に定める様式による地球温暖化対策計画書に記載し、(8)及び(9)に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 第3の規定により把握した温室効果ガス排出量
- (2) 第4-1の規定により定めた温室効果ガス排出量の削減に係る目標及び地球温暖化の対策の推進に関する基本方針
- (3) 第4-2の規定により計画し、又は実施した地球温暖化の対策の計画期間、内容、当該対策による温室効果ガス排出量削減効果の見込み及び当該対策の実施年度
- (4) 第2の規定により整備した推進体制の概要並びに統括管理者及び技術管理者の氏名
- (5) 事業所の用途、事業所で実施される事業の概要、敷地面積、延べ面積その他温室効果ガス排出量に影響を与える事項
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、事業所外での温室効果ガス排出量の削減に寄与する事業所の取組、温室効果ガス排出量の少ない製品の開発等事業者として実施した地球温暖化の対策の内容（指定地球温暖化対策事業者が記載したい場合に限る。）
- (7) 温室効果ガス排出量の削減又は地球温暖化の対策の実施の状況に関する自己評価（指定地球温暖化対策事業者が記載したい場合に限る。）
- (8) (1)の温室効果ガス排出量を算定する基となる事業所の区域、燃料等使用量監視点、エネルギー使用量等を記載した、知事が別に定める様式による排出量算定報告書
- (9) (3)の地球温暖化の対策に係る点検表

2 公表

(1) 公表事項

指定地球温暖化対策事業者は、指定地球温暖化対策事業所における温室効果ガス排出量及び地球温暖化の対策の実施状況に係る情報を広く公にし、社会的評価の対象とすることが重要である。具体的には、規則第5条第1項第1号から第4号までに規定する事項を公表するとともに、地球温暖化の対策の推進に関する基本方針、地球温暖化の対策の推進体制等については公表するよう努めるものとする。ただし、推進体制の公表において、個人の氏名までの公表を求めるものではない。

(2) 公表方法

指定地球温暖化対策事業者は、規則第5条第3項に定める公表の方法のうち、可能な限りインターネットの利用による方法で公表を行う。インターネットによる公表ができない場合には、指定地球温暖化対策事業者の事業所における備え置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により公表するものとする。

また、環境報告書（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）第2条第4項の環境報告書をいう。以下同じ。）を作成している指定地球温暖化対策事業者は、環境報告書への掲載に努めるものとする。

第6 テナント等事業者における地球温暖化の対策の推進

1 テナント等事業者の役割

テナント等事業者がいる指定地球温暖化対策事業所においては、事業所全体としての温室効果ガス排出量の削減を進めるため、テナント等事業者(特定テナント等事業者を含む。)は、次に掲げる事項を実施するよう努め、又は実施しなければならない。

- (1) 指定地球温暖化対策事業者が条例第7条第1項及び第2～4の規定により整備する協力推進体制への参画(特定テナント等事業者以外のテナント等事業者にあつては、努力義務)
- (2) テナント等事業者が独自にエネルギー供給会社と契約し、供給を受けているエネルギーの使用量に係る情報の指定地球温暖化対策事業者への提供
- (3) 指定地球温暖化対策事業者と協議して作成する指定地球温暖化対策事業所の運用に係る規程の遵守
- (4) 第2編第2～1を参考にした、テナント等事業者の組織全体としての地球温暖化の対策の推進体制の整備並びにテナント等事業所ごとの温室効果ガス排出量の把握及び計画的な地球温暖化対策の推進(努力義務)

2 特定テナント等事業者の役割

特定テナント等事業者は、大規模なテナント等事業者として、1に掲げた事項に加え、さらに指定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減に積極的に関与しなければならない。具体的には、条例第7条第2項、第5項及び第6項の規定により、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 指定地球温暖化対策事業者が条例第7条第1項及び第2～4の規定により整備する協力推進体制への参画
- (2) 特定テナント等地球温暖化対策計画書の作成及び指定地球温暖化対策事業者を経由した当該計画書の知事への提出
- (3) 特定テナント等地球温暖化対策計画書に基づく地球温暖化の対策の推進

なお、特定テナント等事業者は、条例第5条の8第2項及び規則第4条の4第1項第6号の規定により、知事へ届け出ることにより所有者等と共同で指定地球温暖化対策事業者となることもできる。事業所の温室効果ガス排出量に大きな影響力を有している特定テナント等事業者は、所有者等から共同で指定地球温暖化対策事業者となることについての申し出があった場合には、協議に応ずるよう努めるものとする。

3 特定テナント等事業者における地球温暖化の対策の推進

特定テナント等事業者は、次に掲げる方針に従って特定テナント等地球温暖化対策計画書を作成し、地球温暖化の対策を推進するものとする。

(1) 推進体制

特定テナント等事業者は、特定テナント等事業所の事業活動における地球温暖化の対策を着実かつ効果的に推進するため、次に掲げる事項を行うための組織体制を整備し、当該事項を着実に実施するものとする。

なお、組織体制の長として、推進責任者を置くものとする。

- ア 地球温暖化の対策の実施に関する目標、実施方針、計画等の作成
- イ 地球温暖化の対策の実施及び進行管理
- ウ 地球温暖化の対策の効果の確認及び検証

エ 地球温暖化の対策の見直し

オ 特定テナント等事業者が独自にエネルギー供給会社と契約し、供給を受けているエネルギーの使用に伴う温室効果ガス排出量及び当該エネルギーの使用量の記録並びに当該使用量を証する書類の管理

カ 特定テナント等事業者が管理している特定テナント等事業所におけるエネルギー消費設備・機器の稼働状況、エネルギーの使用に関する数値等を定期的に記録する管理台帳の整理

キ オ及びカに掲げるもののほか、特定テナント等事業者が管理している特定テナント等事業所におけるエネルギー消費設備・機器の運転及び保全についての適正な管理

ク 特定テナント等事業所の構成員、来所者及びその事業活動に係る他の事業者などに対する地球温暖化の対策に関する理解及び認識を深めるための地球温暖化の対策に関する普及啓発及び教育活動の実施

ケ 地球温暖化の対策の実施のための予算の管理

(2) 温室効果ガス排出量の把握

特定テナント等事業者は、独自にエネルギー供給会社と契約し、供給を受けているエネルギーの使用に伴う温室効果ガス排出量を把握するほか、第2編第3に規定する方法により、テナント等事業所ごとの温室効果ガス排出量の把握（推計による把握を含む。）を行うものとする。

(3) 温室効果ガス排出量の削減に係る目標の設定

特定テナント等事業者は、次に掲げる範囲の事項について目標を設定するよう努めるものとする。目標を設定するに当たっては、その目標年度、目標水準等について、指定地球温暖化対策事業者が定める指定地球温暖化対策事業所全体としての目標を勘案するものとする。なお、設定した目標を遵守する条例上の義務が生じるものではない。

ア 温室効果ガス排出量

イ 特定テナント等事業者が管理している特定テナント等事業所におけるエネルギー消費設備・機器の省エネルギー性能が高いものへの更新

ウ 特定テナント等事業者が使用している特定テナント等事業所におけるエネルギー消費設備・機器の使用時間、使用頻度、使用形態等エネルギー使用量に影響する事項

(4) 地球温暖化の対策の計画及び実施

特定テナント等事業者は、別表第1の第3の部から第5の部まで、対策事例集、優良特定地球温暖化対策事業所認定基準等を参考にして、管理権原の範囲内において技術的に実施可能な対策の計画及び実施に努めるものとする。特に、特定テナント等事業所において使用しているエネルギー消費設備・機器の使用時間、使用頻度、使用形態等を変更することによりエネルギー使用量を低減する対策については、積極的に検討するものとする。

また、指定地球温暖化対策事業者から、特定テナント等事業者が実施する対策に係る提案があった場合においては、当該対策の計画及び実施について積極的に検討し、指定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減に協力するものとする。

4 知事の勧告等

(1) すべてのテナント等事業者に共通する措置

知事は、テナント等事業者（特定テナント等事業者を含む。）による、1(2)に規定する

エネルギーの使用量に係る情報の提供その他の温室効果ガス排出量の把握への協力又は1(3)に規定する運用に係る規程の遵守その他の温室効果ガス排出量の削減への協力が不十分であると認めるときは、当該事業者に対し、条例第8条の3に基づき、適切な協力を行うよう指導又は助言を行うものとする。テナント等事業者(特定テナント等事業者を含む。)が正当な理由なく、当該指導又は助言に従わず、かつ、協力の程度が著しく不十分であるときは、知事は、専門的知識を有する者の意見を聴いて、当該事業者に対し、条例第8条の4第1項に基づき、必要な措置をとることを勧告することができる。

(2) 特定テナント等事業者のみの措置

知事は、特定テナント等事業者が、2(1)に規定する協力推進体制への参画又は2(2)に規定する特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出を行っていないときは、当該特定テナント等事業者に対し、条例第8条の4第1項に基づき、期限を定めて、協力推進体制へ参画し、又は特定テナント等地球温暖化対策計画書を提出することを勧告することができる。

知事は、特定テナント等事業者が作成した特定テナント等地球温暖化対策計画書の内容が、3(1)から3(4)までに規定する方針に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定テナント等事業者に対し、適切な内容の計画書に変更するよう指導及び助言を行うことができる。

知事は、特定テナント等事業者による、特定テナント等地球温暖化対策計画書に基づく地球温暖化の対策の推進が不十分であると認めるときは、当該特定テナント等事業者に対し、条例第8条の3に基づき、適切に対策を実施するよう指導又は助言を行うものとする。特定テナント等事業者が正当な理由なく、当該指導又は助言に従わず、かつ、対策の推進の程度が著しく不十分であるときは、知事は、専門的知識を有する者の意見を聴いて、当該特定テナント等事業者に対し、条例第8条の4第1項に基づき、必要な措置をとることを勧告することができる。

第7 自動車に係る地球温暖化の対策の推進

1 自動車を自ら使用する場合の地球温暖化の対策

指定地球温暖化対策事業者は、指定地球温暖化対策事業所において自動車(工場のフォークリフト等事業所の区域内のみで使用される自動車を除く。)を使用している場合には、東京都自動車環境管理指針(平成18年東京都告示第444号)別表第2により、低公害・低燃費車の導入など個別具体的な地球温暖化の対策を検討し、当該対策の計画及び実施に努めるものとする。

また、都内のすべての事業所で合計30台以上の自動車を使用する者は、自動車の使用に係る温室効果ガス排出量について、条例第28条第1項及び第29条に基づき、東京都自動車環境管理指針に従い、当該排出量を把握し、知事へ提出しなければならない。

なお、自動車を自ら使用することに伴い排出される温室効果ガス排出量は、総量削減義務の対象ではない。

2 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

指定地球温暖化対策事業者は、指定地球温暖化対策事業所(他者の自動車を利用する量が著しく少ない事業所等として知事が別に定める事業所を除く。以下2において同じ。)におけ

る事業活動に係る貨物、商品及び製品（以下「貨物等」という。）の搬入等のため、他者の自動車を利用している場合には、当該自動車に係る地球温暖化の対策を、次に掲げるところにより推進するものとする。

なお、貨物等の搬入等のため他者の自動車を利用することに伴い排出される温室効果ガス排出量は、総量削減義務の対象ではない。

(1) 温室効果ガス排出量の把握

指定地球温暖化対策事業者は、指定地球温暖化対策事業所において他者の自動車を利用することに伴い排出される温室効果ガス（二酸化炭素に限る。以下2において同じ。）の排出量について、可能な限り、当該排出量を把握できる体制を整え、把握に努めるものとする。

温室効果ガスの排出量の算定方法は、規則別表第1及び知事が別に定める自動車排出量算定ガイドラインによるものとする。

(2) 地球温暖化の対策の計画及び実施

指定地球温暖化対策事業者は、指定地球温暖化対策事業所において貨物等の搬入等のため他者の自動車を利用している場合には、自動車の利用の合理化に関する基本方針を定めるものとする。

指定地球温暖化対策事業者は、指定地球温暖化対策事業所において自らの貨物等の搬入等のため他者の自動車を利用している場合には、別表第2の第1の部の表及び知事が別に示す点検表により、低公害・低燃費車の利用、物流の効率化等の個別具体的な地球温暖化の対策を検討し、当該対策の計画及び実施に努めるものとする。

指定地球温暖化対策事業者は、指定地球温暖化対策事業所においてテナント等事業者その他契約相手方である施設利用者（以下「施設利用者等」という。）が、当該施設利用者等の貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用している場合には、別表第2の第2の部の表及び知事が別に示す点検表により、荷さばきのための駐車施設の整備、施設利用者等への働きかけ等の個別具体的な地球温暖化の対策を検討し、当該対策の計画及び実施に努めるものとする。

(3) 地球温暖化対策計画書への記載

指定地球温暖化対策事業者は、アからウまでに掲げる事項について、第5-1に規定する地球温暖化対策計画書に記載し、エ及びオに掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

ア (1)の規定により把握した自動車の利用に係る温室効果ガスの排出量を貨物等の量（トンキロで表した量をいう。）で除した値（温室効果ガスの排出量が把握できる体制になっている場合に限る。）

イ (2)の規定により定めた自動車の利用の合理化に関する基本方針

ウ (2)の規定により計画し、又は実施した地球温暖化の対策の内容

エ アの温室効果ガスの排出量を算定する基となる車種、輸送トンキロ等を記載した内訳書（温室効果ガスの排出量が把握できる体制になっている場合に限る。）

オ ウの地球温暖化の対策に係る点検表

第2編 中小規模事業所における地球温暖化の対策の推進

第1 中小規模事業所の基本的な考え方

1 中小規模事業所の定義

中小規模事業所とは、都内において設置されている事業所（建物又は施設（エネルギー等の使用量が不可分な建物又は施設の場合は、それらを一の事業所とみなす。））又は事業所内に設置されている事務所、営業所等であって、かつ、年間の原油換算エネルギー使用量が1,500kl未滿のもの（以下「事業所等」という。）である。

2 中小規模事業所において地球温暖化対策を推進すべき主体及び範囲

中小規模事業所において事業活動を行う事業者は、その所有し、又は使用する範囲について、地球温暖化の対策を推進すべき主体として、条例第5条の5に基づき、温室効果ガスの排出量の把握に努め、地球温暖化の対策を推進しなければならない。ここでいう「所有」には、複数の者が共有により事業所等を所有している場合を含み、また、「使用」には、賃貸借契約により使用の権原を有する場合（第三者に転貸している場合も含む。）のほか、委託契約等の契約により使用を認められている場合及び契約によらず事実上当該事業所等を使用している場合を含む。

なお、連鎖化事業を行う者（以下「本部」という。）は、その加盟者が設置している連鎖化事業に係る事業所等（以下「加盟店」という。）についても自己が設置する事業所等と同様に、温室効果ガスの排出量の把握に努め、地球温暖化の対策を推進しなければならない。

第2 地球温暖化の対策の推進体制

1 組織体制の整備

事業者は、次の(1)から(3)までを踏まえ、事業所等の規模や業種・業態に応じて、別表第1の第1の部の表に掲げる体制の整備に取り組み、地球温暖化の対策を組織的に推進するよう努めるものとする。

(1) 本社等における推進体制

地球温暖化の対策を実施するに当たっては、その設置する事業所等で行われている事業活動を統括する立場にある者（例えば、企業においては、経営に従事している者など）が権限と責任を持って組織的に取組を推進していくことが必要である。

このため、中小規模事業所において地球温暖化の対策を進めるためには、各事業所等で行われている事業活動を統括する組織（以下「本社等」という。）が、温室効果ガス排出量の把握及び地球温暖化の対策を行うための推進体制を整備するなど、支店等（本社等以外の事業所等をいう。）と連携して、組織的な取組を実施するよう努めるものとする。

(2) 支店等における推進体制

事業所等において具体的に地球温暖化の対策を推進するためには、事業活動を行う現場において、それぞれの事業所等での状況及び特性に応じた温室効果ガス排出量の把握並びにその削減に対する取組を継続的に実施していくことが不可欠である。

このため、個々の支店等において、温室効果ガス排出量の把握又は地球温暖化の対策を実施するための担当者を置いたり、従業員等への意識啓発を行うなど、所内での推進体制を整備し、組織的な取組を実施するよう努めるものとする。

(3) 連鎖化事業に係る事業所等における推進体制

連鎖化事業における本部は、加盟店も含めて、それぞれ(1)及び(2)の推進体制を整備し、本部と加盟者とが連携して地球温暖化の対策を推進するよう努めるものとする。

2 中小規模事業所の地球温暖化の対策における事業者間の協力

(1) 温室効果ガス排出量の把握のための協力

事業所等の業態によっては、他の者の協力がなければ温室効果ガス排出量の算定の基となるエネルギー等の使用量などを十分把握できないことがある。そのため、関係する事業者は、他の事業者が温室効果ガス排出量の把握を行うに当たって必要となるエネルギー等の使用量の情報提供などについて連携・協力を行うよう努めなければならない。

特に、次に掲げる事業者間においては、積極的に連携・協力を行うよう努めなければならない。

ア テナントビル（建物の全部又は一部を賃借権その他の権原に基づき事務所、営業所等として使用して事業活動を行う者（以下「テナント等」という。）が存在する建物をいう。

以下同じ。）等の所有者及び使用者の間

イ 不動産信託における委託者、受託者、受益者及び当該信託物件について管理・運用又は指図の権限の委託を受けた者の間

ウ 建物の区分所有者間、共同所有者間

エ 事業所等において実施する事業の委託者及び受託者の間

オ 連鎖化事業における本部及び加盟者の間

カ その他、事業活動において密接な関係を有する事業者間

(2) 地球温暖化の対策の推進のための協力

事業者は、他の事業者が別表第1に掲げる地球温暖化の対策又はその他の地球温暖化の対策を実施する場合は、その実施に協力するよう努めなければならない。

(1)のアからカまでに掲げる事業者間においては、特に協力して地球温暖化の対策の実施に努めなければならない。

第3 温室効果ガス排出量の把握

1 事業所等における温室効果ガス排出量の把握

事業者は、その設置する事業所等について、第1 2に定める所有し、又は使用する範囲における温室効果ガス排出量を、規則別表第1上欄に示す温室効果ガスの種類に応じ、同表下欄及び同表付表第1から同表第6までに示す方法により、把握するよう努めるものとする。

事業活動により排出される温室効果ガスの多くは、エネルギーの使用に伴って排出される二酸化炭素であり、温室効果ガス排出量の把握に当たっては、まず、2及び別表第1の第2の部の表に示す方法により、各事業所等におけるエネルギーの使用量を把握し、それに伴う二酸化炭素の排出量を適切に把握するよう努めなければならない。

2 事業所等におけるエネルギー等の使用に伴う二酸化炭素排出量の把握の方法

(1) エネルギー等の種類の把握

エネルギー等の使用量については、事業所等ごと及びエネルギー等の種別ごとに把握していくことを基本とする。各事業所等において把握するエネルギー等の使用量は、電気、

都市ガス等、その事業所等において使用している主なエネルギー等の種類の把握から始めることが必要である。

エネルギー等の種類の把握は、次のアからオまでに掲げるもののうち、その事業所等において使用しているものについて行うこととする。

ア 電気

イ 都市ガス

ウ その他の燃料等（灯油、A重油、プロパンガス、他人から供給される熱等）

エ 水道水及び工業用水道水

オ 公共下水道への排水

(2) エネルギー等の使用量の把握

エネルギー等の使用量の把握に当たっては、事業所等ごとにエネルギー等の種別に応じた計量器により使用量を計量する方法で行うことを基本とする。

エネルギー等供給事業者（電気事業者、ガス事業者、水道事業者など）の取引用の計量器等が既に設置してあり、定期的な計量値が把握可能な場合には、こうした計量値を把握するよう努めなければならない。

また、効果的に省エネルギー対策を実施するため、時間別及び設備別の使用状況を可能な限り詳細に把握するよう努めるものとする。

一方、計量器により把握することができないエネルギー等がある場合には、自ら把握可能なエネルギー等の使用量及び他の事業者から提供を受けた自己の事業所等のエネルギーの使用量に係る情報等を活用した、実績に基づく推計方法を用いてその使用量を算定し、事業所等で使用されるエネルギー等の総量を把握するよう努めるものとする。

ア 計量器による計量

事業所等ごとにエネルギー等の種別に応じて設置した計量器により計量して把握する方法には、次に示すように、大別して2つの方法がある。

(ア) 取引用計量器による計量値を利用する方法

エネルギー等供給事業者からのエネルギー等の使用に伴う費用の請求は、一般的に計量法に基づく計量器による計量値（検針値）によって行われているため、その請求書には請求分に応じたエネルギー等の使用量が記載されている。こうしたエネルギー等供給事業者からの請求書など（テナント等にあつては、エネルギー等の使用量の記載があるテナントビル等の所有者等から提供される書類も含む。）を利用して事業所等ごとのエネルギー等の使用量を把握することが可能であり、エネルギー等の使用に係る請求が毎月行われている場合には、その事業所等における毎月のエネルギー等の使用量を把握することができる。この方法は、設備投資、専門的な知識の必要がなく、容易に取り組むことが可能である。

(イ) 自ら計量器を設置して計量する方法

事業所等ごとのエネルギー等の種別に応じた管理用の計量器を自ら設置し、定期的に検針することにより把握する方法である。この方法による場合、使用設備ごとに計量することも可能であり、詳細にエネルギー等の使用量を把握できる。取引用計量器を利用する場合に比べ、検針の時期を自由に設定できるため、1週間ごと、1日ごとなど、詳細に使用量を把握することが可能となる。また、記録保存型又は通信型の計量器がある場合には、こうした計量器を設置することで、検針の労力を大幅に軽減し

つつ、時間単位といった非常に詳細な使用量の把握が可能である。

イ エネルギー等の使用量の推計

事業所の一部を使用して事業活動を行う場合など、事業所等ごとのエネルギー等の使用に係る計量器が設置されておらず、自ら把握することが困難なエネルギー等がある場合には、他の事業者からその把握に必要な情報の収集を行い、次に掲げる推計方法を用いてその使用量を算定することにより、可能な限り実態に即した把握を行うよう努めるものとする。

(ア) 把握可能なエネルギー等の使用量を用いて、他のエネルギー等の使用量を推計する方法

例えば、中央熱源方式（空気調和（以下「空調」という。）に必要な冷温熱を作り出す熱源機器を一箇所に集中的に配置した空調方式）を採用する事業所においては、テナント等の空調におけるエネルギー使用量を把握することが困難である。こうした場合には、自ら把握している電灯・コンセントなどのエネルギーの使用量を基に、自ら又は他の事業者が設置する同種同規模の他の事業所等における標準的な空調等のエネルギー使用量の割合を用いて、次の算式により、空調に伴うエネルギー使用量を算定することができる。

$$X1 = A1 \times (B1 / C1)$$

X1：空調のエネルギー使用量

A1：電灯・コンセント等のエネルギー使用量

B1：事業所等全体のエネルギー使用量に対する空調のエネルギー使用量の標準的な割合

C1：事業所等全体のエネルギー使用量に対する電灯・コンセント等のエネルギー使用量の標準的な割合

このように、把握可能なエネルギー等の使用量及び実態に即したエネルギー使用量の割合の比率を用いることにより、把握することが困難な他のエネルギー等の使用量を算定する方法である。

(イ) 建物全体のエネルギー等の使用量を用いて、建物の一部において使用されるエネルギー等の使用量を推計する方法

特定のエネルギー等について、建物全体の使用量は把握できる一方、自らが設置する事業所等における使用量が把握できない場合に、建物全体の当該エネルギー等の使用量に、当該建物の延床面積に占める自ら設置する事業所等の床面積の割合を乗じて算定する方法である。この方法を用いる場合、さらに営業時間などの詳細な活動量を付加して算定することにより、推計の精度を高めることができる。

(ウ) 自らの事業活動及びこれに伴うエネルギー等の使用の実績を用いて、特定のエネルギー等の使用量を推計する方法

事業所等のエネルギー等の使用量を推計するに当たり、自らの事業活動及びこれに伴うエネルギー等の使用の実績に関する情報を活用できる場合には、これを基に特定のエネルギー等の使用量を推計することができる。

例えば、事業所等における生産個数当たり等の平均的なエネルギー等の使用量など、

推計に利用できる情報がある場合に、こうした実績に基づく単位当たりのエネルギー等の使用量に、生産個数等の活動単位を乗じて算定する方法や、自ら設置している同種同規模の他の事業所等のエネルギー等の使用実績に基づき、営業時間等の時間当たりの標準的なエネルギー等の使用量を求め、これに推計する事業所等の営業時間等を乗じて算定する方法など、自らの事業活動及びこれに伴うエネルギー等の使用の実績に基づき、実態に即して算定する方法である。

ウ 原油換算エネルギー使用量及びエネルギー等の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定方法

原油換算エネルギー使用量は、把握したエネルギー使用量に基づき、規則第4条第1項及び第2項に定める方法により算定するものとする。

エネルギー等の使用に伴う二酸化炭素排出量は、把握したエネルギー等使用量に基づき、規則別表第1の1の項に掲げる方法により算定するものとする。

第4 継続的な地球温暖化の対策の推進

中小規模事業所において温室効果ガス排出量の削減を図るためには、エネルギー等の使用に伴い排出される二酸化炭素の排出の抑制を図ることが不可欠であり、特に省エネルギー対策を中心として、地球温暖化の対策を推進するよう努めるものとする。

1 省エネルギー対策の分類

省エネルギー対策は、大きく分けて次の3つに分類される。

(1) 運用対策

エネルギー等の使用の無駄を減らしていく基礎的かつ日常的な省エネルギー対策であり、新たな投資を必要とせず、設備の運転管理担当者による設備の運転方法の改善又は設備・機器等を使用する従業員の使用方法の工夫によってエネルギー消費を抑制する対策である。そのため、不要時における照明の消灯及び事務機器の節電、気候に応じた着衣の工夫など、従業員の省エネルギー対策に対する意識及び行動が、その効果に大きく影響する対策である。

(2) 設備保守対策

エネルギー等の使用量の無駄を設備の面から減らしていく対策で、長期間の設備の使用による汚れを清掃したり、経年劣化した消耗品を交換すること等により設備の機能を維持させるものである。使用頻度を考慮して保守期間を定め、定期的実施することが、その効果を持続するために不可欠である。

(3) 設備導入対策

エネルギー消費設備をより高効率な設備に更新したり、設備の効率的な運用を図るために新たに設備を導入する対策である。

設備の導入に当たり、投資を伴うものであるため、省エネルギー効果、採算性などを検討し、運用対策及び保守対策を十分に実施した上で、設備の交換時期又は事業所等の改修に併せて実施していくことが効果的である。また、設備等を新規設置する場合には、事業所等に適した高効率なものの導入を検討する必要がある。

2 省エネルギー対策の選択と実施

省エネルギー対策の選定に当たっては、事業所等の規模、設備・機器等の保有状況及び稼働状況等を踏まえ、1(1)から(3)までに掲げる対策に分類される別表第1の第3の部の表に掲げられた対策などに基づき、対策の有効性を十分に検討し、より効果的な省エネルギー対策を選択し、実施することにより、温室効果ガスの排出が着実に削減されるよう努めるものとする。

また、第5に規定する地球温暖化対策報告書制度において、都が特に重点的に取り組むべき省エネルギー対策として示す項目については、実施可能な対策を積極的に実施するよう努めるものとする。

3 継続的な改善

省エネルギー対策は、継続的に実施することが重要であるとともに、事業の内容又は規模の変化が生じた場合には、実践している省エネルギー対策が、有効に機能しているかを点検することが必要である。

省エネルギー対策を推進するに当たっては、組織的な取組として、対策の実施とその効果の確認の過程を繰り返し、必要に応じて対策の内容に変更を加えるなど、絶えずその実施効果の維持向上に努めるものとする。

第5 地球温暖化対策報告書の作成等

中小規模事業所を設置する事業者は、第2から第4までに定められた取組の実施に加え、条例第2節の2に規定する「中小規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減」（地球温暖化対策報告書制度）に取り組むことにより、地球温暖化の対策の更なる推進を図るよう努めるものとする。

都は、地球温暖化対策報告書制度を運用することにより、中小規模事業所における温室効果ガス排出状況及び省エネルギー対策の取組状況を把握し、その更なる地球温暖化の対策の推進のために有益な情報の提供及び支援を実施するよう努めるものとする。

地球温暖化対策報告書制度に関し、必要な事項を定める。

1 地球温暖化対策報告書の作成主体等

(1) 報告書の作成主体等

中小規模事業所において地球温暖化の対策を推進すべき主体となる事業者は、第1 2で定められたその所有し、又は使用する範囲について、地球温暖化対策報告書制度の対象となる事業所等として、次のとおり地球温暖化対策報告書（以下「報告書」という。）を作成する主体となる。

一の事業所等を所有する事業者と賃借等により当該事業所等を使用する事業者とがある場合は、いずれの事業者も、当該事業所等を設置する者として、それぞれ報告書を作成する主体となる。

なお、事業者が、委託契約により業務を受託し、賃貸借契約によらず事業所等の一定の区画を使用して受託業務を行う場合において、外形上、受託者自らの名の下に事業活動を行うものではないときは、当該区画については、当該事業者が報告書を作成する対象となる事業所等としない。

(2) 義務提出事業者及び任意提出事業者による作成対象

ア 義務提出事業者による作成対象（条例第8条の23第1項）

(ア) 同一事業者（国の機関、地方自治体等を含む。）における作成対象

同一事業者が都内に設置している事業所等（前年度の原油換算エネルギー使用量が30k1以上1,500k1未満の事業所等に限り、指定地球温暖化対策事業所及び特定テナント等事業所を除く。以下「義務提出事業所等」という。）の前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が3,000k1以上となった場合、当該事業者は、義務提出事業所等ごとに報告書を作成し、知事へ提出する義務を負う。

(イ) 連鎖化事業における作成対象

規則第5条の18に定める要件に該当する連鎖化事業において、本部が設置している義務提出事業所等及び加盟店のうち義務提出事業所等の前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が3,000k1以上となった場合、本部は、加盟者と協力して義務提出事業所等ごとの報告書を作成し、知事へ提出する義務を負う。

イ 任意提出事業者による作成対象（条例第8条の23第2項）

義務提出事業所等として報告書を提出した事業所等以外の事業所等についても、これを設置する事業者は、知事が別に定める様式による報告書を作成し、提出することができる。ただし、前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500k1以上の事業所等を除く。

2 報告書に記載する主な事項

報告書に記載する主な項目は、次の(1)及び(2)のとおりとする。

(1) 事業者に関して記載する事項

ア 報告書を提出する事業者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

イ 条例第8条の23第1項及び第2項により報告書を作成した事業所等の数

ウ 報告書を作成した事業所等の原油換算エネルギー使用量の合計

エ 取組方針

オ 組織体制の整備の状況

カ その他特記すべき事項、自由意見等

(2) 個々の事業所等に関して記載する事項

ア 事業所等を設置する事業者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

イ 事業所等の名称

ウ 事業所等の所在地

エ 事業所等の延床面積

オ 所有形態（所有権の有無）

カ 事業所等の形態（建物の全部使用又は一部使用の別）

キ 産業分類

ク 連鎖化事業区分（連鎖化事業該当の有無及び該当の場合における直営店又は加盟店の区別）

ケ 前年度の報告内容からの変更点

コ 燃料等の使用量

サ 水道及び工業用水道の使用量並びに公共下水道への排水量

シ 原油換算エネルギー使用量

ス 燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素の量

セ 水道及び工業用水道の使用並びに公共下水道への排水に伴って排出される二酸化炭素の量

ソ 地球温暖化の対策の実施状況

タ その他特記すべき事項、自由意見等

3 地球温暖化対策報告書制度における原油換算エネルギー使用量等の算定

- (1) 地球温暖化対策報告書制度において、報告書を提出する義務の有無の判定及び報告書への記載に関して、事業所等における前年度のエネルギー等使用量、原油換算エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量等を算定するに当たっては、第1 2に定める事業所等の範囲について、第3に定める方法によるものとする。ただし、温室効果ガス排出量については、規則第5条の17第4項に定める温室効果ガスのみを対象として算定するものとする。

なお、事業者が、事業所等を共有している場合においては、共有持分を持つ事業者のそれぞれが、当該事業所等の自己の持分割合に応じて、算定するものとする。

- (2) 前年度のエネルギー使用量について把握できるものが皆無であるため、第3 2(2)ア又はイの方法を用いて原油換算エネルギー使用量等を算定することができない事業所等については、規則第5条の17第3項に規定する前年度の原油換算エネルギー使用量が不明である事業所等として、次に示す算式により前年度のエネルギー使用量を算出し、これを規則第4条に規定する方法により換算した値を前年度の原油換算エネルギー使用量とみなす。

$$X2 = (A2 \times B2 \times C2) / 1000$$

X2：事業所等における前年度のエネルギー使用量（GJ）

A2：事業所等の延床面積（m²）

B2：次の表で示す事業所等が属する区分におけるエネルギー原単位
（MJ/m²・h）

C2：算定年度における事業所等の総稼働時間（h）

事業所等が属する区分	エネルギー原単位
1 事務所	0.9*
2 飲食	2.6
3 小売（食品）	1.5
4 その他小売	1.0
5 その他	1.2

※事務所にサーバーを設置している区画がある場合には、当該区画については事務所のエネルギー原単位に代えて、1.4の係数を使用し、当該サーバーの総稼働時間を乗じて算出する。

- (3) (2)の場合において報告書に記載する二酸化炭素排出量は、エネルギー使用量の全量を他人から供給された電気の量とみなし、次の算定式により算定された値とする。

$$X3 = (X2 / A3) \times B3$$

X3：事業所等における二酸化炭素排出量（t-CO₂）

X 2 : (2) で算定した前年度のエネルギー使用量 (G J)

A 3 : 規則別表第 1 の 2 の 27 の項の第 3 欄に掲げる係数 (G J / 千 k W h)

B 3 : 規則別表第 1 の 1 の項ハに規定する知事が別に定める係数
(t - C O ₂ / 千 k W h)

4 地球温暖化の対策の実施及び報告

地球温暖化対策事業者等(条例第 8 条の 23 第 1 項に基づき報告書を提出すべき義務がある事業者(以下「地球温暖化対策事業者」という。))及び条例第 8 条の 23 第 2 項に基づき任意で報告書を提出する事業者をいう。)は、別表第 1 に掲げられた組織体制の整備、エネルギー等の使用状況の把握及び省エネルギー対策(運用対策、設備保守対策、設備導入対策)のうち、都が特に重点的に取り組むべき対策として示す対策(以下「重点対策」という。)については、実施に向けた検討を十分に行い、特に積極的に選択して実施するよう努めなければならない。

前年度実施した重点対策については報告書に記載して報告するものとし、重点対策以外に取り組んだ別表第 1 に掲げられた取組などがある場合は、重点対策と併せて、報告書に記載して報告することができる。

5 報告書を作成するための協力

地球温暖化対策事業者等から、温室効果ガス排出量の把握及び地球温暖化の対策の推進のための協力を求められた事業者は、当該地球温暖化対策事業者等が報告書を適正に作成できるよう、十分な協力を行うものとする。

特に、第 2 2 (1) アからカまでに掲げる事業者間においては、積極的に連携・協力を行わなければならない。

6 報告書の提出

地球温暖化対策事業者等は、規則第 5 条の 19 に定めるとおり報告書を提出するものとし、地球温暖化対策事業者及び複数の事業所等について報告書を提出する任意提出事業者については、本社等において各事業所等の報告書をとりまとめ、提出するものとする。

提出に当たっては、可能な限り、知事が提供する報告用の電磁的記録で作成し、これを保存した媒体(CD-R 等)を地球温暖化対策報告書提出書に添付して提出するものとする。

また、第 3 2 (2) イにより、エネルギー等の種別ごとの使用量の推計を行った場合には、その根拠となる計算結果及び資料等を報告書に添付しなければならない。

7 報告書を提出すべき義務の要件に該当しなくなったことの確認

地球温暖化対策事業者は、義務提出事業所等の原油換算エネルギー使用量の合計が年間 3,000k1 を下回ったときには、当該年度の実績を記載する報告書を提出した後、知事が別に定める様式により、当該事業者が報告書を提出すべき義務の要件に該当しなくなった旨の確認の通知を知事から受けることにより、その翌年度から報告書を提出すべき義務を免れるものとする。ただし、その後の年度において、義務提出事業所等の原油換算エネルギー使用量の合計が 3,000k1 を上回ったときには、再び報告書を提出すべき義務を負う。

8 地球温暖化対策事業者による公表

(1) 公表事項

条例第8条の24第1項及び規則第5条の20に基づき、地球温暖化対策事業者が公表しなければならない事項は、2(1)ア、エ及びオ並びに2(2)イからエまで及びスからソまでとする。

(2) 公表方法

条例第8条の24第1項に基づき、(1)の事項について、地球温暖化対策事業者は、報告書を作成した事業所等ごとに自ら公表しなければならない。

地球温暖化対策事業者は、規則第5条の20第3項に定める公表の方法のうち、可能な限りインターネットの利用による方法で公表を行うものとする。インターネットによる公表ができない場合には、環境報告書への記載又は地球温暖化対策事業者の都内における主な事務所における備え置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により公表するものとする。

9 知事による公表事項

条例第8条の24第2項及び規則第5条の21に基づき、知事が公表する事項は、2(1)ア及びエからカまで並びに2(2)イからエまで及びスからタまでとする。

10 地球温暖化の対策の実施のための指導・助言

知事は、地球温暖化対策事業者等に対し、温室効果ガス排出量の適正な把握、別表第1に掲げる地球温暖化の対策の適切な実施及び報告書の適正な作成、公表等について、必要に応じて指導・助言を行う。

また、省エネルギー対策に関する研修会などを実施して、地球温暖化対策事業者等が地球温暖化の対策を実施するための支援を行う。

11 地球温暖化対策事業者等に対する勧告

(1) 地球温暖化対策事業者が報告書を提出しなかったときの勧告

地球温暖化対策事業者が報告書の提出をしなかったときには、知事は、当該事業者に対し、期限を定めてその期間内に提出することを勧告することができる。

(2) 地球温暖化対策事業者等の地球温暖化の対策の推進が著しく不十分なときの勧告

地球温暖化対策事業者等が、技術的かつ経済的に実施可能な重点対策を実施しない場合、報告書の適正な作成又は公表を行わない場合など、地球温暖化の対策の推進が、この指針に照らして著しく不十分であり、かつ、10に基づく指導を受けたにもかかわらず、正当な理由なくこれに従わないときは、知事は、専門的知識を有する者の意見を聴いて、当該事業者等に対し、必要な措置を実施するよう勧告することができる。

附 則

- 1 この指針は、公布の日から施行する。
- 2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成 20 年東京都条例第 93 号）附則第 3 項の規定によりなお従前の例によるものとされた同条例による改正前の条例第 7 条第 1 項、第 7 条の 2 から第 9 条まで、第 153 条第 1 項及び第 4 項、第 155 条第 1 項並びに第 156 条第 1 項及び第 4 項の規定の適用に必要なこの指針による改正前の東京都地球温暖化対策指針の規定は、この指針の施行後も、なお効力を有する。

別表第1 事業所等における地球温暖化の対策

第1 組織体制の整備

対策分類		対策内容
実施主体	対策項目	
1 本社等	(1) 統括する立場にある者のリーダーシップの発揮	ア 地球温暖化の対策を推進するための方針を設定すること。
		イ 地球温暖化の対策を推進する組織又は責任者を設置し、役割分担及び責任の所在を明確化すること。
	(2) 推進体制の整備	ア 事業所等において統括する立場にある者が定めた方針の下に、具体的な取組目標及び取組内容を設定すること。
		イ 取組状況を定期的に点検する体制を構築すること。
		ウ アで設定した目標及び取組状況の点検体制については、一定期間、定期的に精査を行い、必要に応じて改善すること。
		エ 事業所等ごとの温室効果ガスの排出状況等を把握するため、必要に応じ、支店等を支援すること。
		オ 把握した温室効果ガスの排出状況等について、整理及び分析を行い、その結果を各事業所等へ情報提供するなど事業者全体で共有する体制を構築し、温室効果ガス排出量を削減していく指標として活用すること。
		カ 地球温暖化の対策を推進する組織横断的な委員会を設置するなど推進体制を整備すること。
	(3) 外部の専門家との連携	ア 専門的知識を有する人材が不足する場合には、都が中小規模事業所向けに実施している「省エネルギー相談窓口」、「無料の省エネ診断」等を積極的に活用するなど、都が提供する専門的な知見及び具体的な提案を収集する体制を整備すること。
		イ アに定めるもののほか、専門機関、ビジネス事業者等の外部の専門家と連携する体制を整備すること。
	(4) 従業員の育成・啓発	ア 従業員に、都が示す重点対策その他の地球温暖化の対策を推進する取組方法等の情報提供を実施すること。
		イ 地球温暖化の対策の提案制度など、従業員の自発的な工夫を生かす体制を構築すること。
		ウ 地球温暖化の対策を推進する担当者の知識及び技能を高めるため、外部研修への参加を奨励するとともに、研修で得た知識を他の従業員に広める取組を実施すること。
	(5) 優良事例の共有化	ア 地球温暖化の対策の取組における優良事例の情報収集を実施すること。

		<p>イ 優良事例については、イントラネット、研修会、表彰その他コミュニケーションツールを活用して、全体で共有する体制を構築すること。</p> <p>ウ 従業員の現場経験を生かした実践的な地球温暖化の対策を構築するために、支店等における取組を発表する機会を設けることなどにより、取組事例を共有化すること。</p>
2 支店等	(1) 責任者のリーダーシップの発揮	ア 本社等が定めた方針及び目標を踏まえ、支店等におけるより具体的な取組方針及び取組目標を設定すること。
		イ 地球温暖化の対策を推進する組織又は責任者を設置し、役割分担及び責任の所在を明確化すること。
	(2) 推進体制の整備	ア 責任者が定めた方針の下に支店等における具体的な取組目標及び取組内容を、推進担当者（部署）が設定すること。
		イ 取組状況を定期的に点検する体制を構築すること。
		ウ アで設定した目標及び取組状況の点検体制については、一定期間、定期的に精査を行い、必要に応じて改善すること。
		エ 支店等ごとに、温室効果ガスの排出状況を把握すること。
		オ 把握した温室効果ガスの排出状況等については、整理及び分析を行い、支店等内の従業員へ情報提供することなどにより事業所等内で共有するとともに、本社等への情報提供も積極的に行い、事業者全体で共有すること。
		カ 組織横断的に地球温暖化の対策を推進する委員会を設置するなど推進体制を整備すること。
	(3) 外部の専門家との連携	ア 専門的知識を有する人材が不足する場合には、都が中小規模事業所向けに実施している「省エネルギー相談窓口」、「無料の省エネ診断」等を積極的に活用し、都が提供する専門的な知見及び具体的な提案を収集する体制を整備すること。
		イ アに定めるもののほか、専門機関、ビジネス事業者等の外部の専門家と連携する体制を整備すること。
	(4) 従業員の育成・啓発	ア 事業所等の従業員向けに地球温暖化の対策を推進する取組方法等の情報提供を実施すること。
		イ 地球温暖化の対策の提案制度など、従業員の自発的な工夫を生かす体制を構築すること。
ウ 地球温暖化の対策を推進する担当者の知識及び技能を高めるため、外部研修への参加を奨励するとともに、研修で得た知識を他の従業員に広める取組を実施するこ		

		と。
	(5) 優良事例の共有化	<p>ア 地球温暖化の対策の取組における優良事例の情報収集を実施すること。</p> <p>イ 優良事例について、イントラネット、研修会、表彰その他コミュニケーションツールを活用して、全体で共有すること。</p> <p>ウ 従業員の現場経験を生かした実践的な地球温暖化の対策を構築するために、事業所等における取組を発表する機会を設けることなどにより、取組事例を共有化すること。</p>
3 連鎖化事業者の本部	(1) 推進体制の整備	<p>ア 事業所等（加盟店を含む。）ごとに、温室効果ガスの排出状況等を把握し、分析等を行った情報について、各事業所等との間で共有する体制を構築し、温室効果ガス排出量を削減していく指標として活用すること。</p> <p>イ 店舗に対する巡回指導等の機会を活用し、各事業所等間の情報の共有化、対策の推進状況の確認・指導等の体制を構築すること。</p> <p>ウ 店舗への地球温暖化の対策の指導レベルを上げるため、店舗に対して巡回指導等を行う者の地球温暖化の対策に関する知識及びスキルの向上を図る体制を構築すること。</p>
	(2) 加盟者との協力体制の整備	<p>ア 連絡票、電子メール等の加盟者との連絡手段を整備し、地球温暖化の対策の取組への協力を依頼する体制を構築すること。</p> <p>イ 事業所等における優良事例等については、事業所等の間で情報を共有できる体制を構築すること。</p> <p>ウ 優れた取組を実施する店舗には、優良店舗としての認定を行うなど取組を評価する仕組みを構築すること。</p> <p>エ 地球温暖化の対策を推進する委員会を設置するなど事業所等との間で推進体制を整備すること。</p>
4 テナントビルの所有者等	(1) テナント等への情報提供体制の整備	<p>ア テナント等に対し、当該テナント等が使用する事業所等のエネルギー等の使用量の情報を提供できる体制を構築すること。</p> <p>イ テナント等が自ら使用したエネルギー等の使用量を推計するための基となる情報、例えば、事業所の全体で使用するエネルギー等の使用量などを提供する体制を構築すること。</p> <p>ウ 中央熱源方式の空気調和設備の場合、テナント等が当該設備を使用した割合に応じたエネルギー等の使用量を</p>

		推計し、当該テナント等に情報を提供する体制を構築すること。
	(2) テナント等との協力体制の整備	<p>ア 掲示板、連絡票などのコミュニケーションツールを活用し、地球温暖化対策の取組への協力を依頼する体制を構築すること。</p> <p>イ 地球温暖化の対策を推進する委員会を設置するなどテナント等との具体的な協力体制を構築すること。</p> <p>ウ テナント等が実施する取組が評価できるエネルギー使用の料金体系、その還元方式等を検討し、採用する体制を構築すること。</p>
5 テナント等	(1) 所有者等との協力体制の整備	<p>ア テナントビルの所有者等が実施する地球温暖化の対策に協力する体制を構築すること。</p> <p>イ テナントビルの所有者等が設置する地球温暖化の対策を推進する委員会などの設置・運営に協力する体制を構築すること。</p> <p>ウ テナントビルの所有者等へ地球温暖化の対策を推進する提案を実施する体制を構築すること。</p>

第2 エネルギー等の使用状況の把握

対策分類		対策内容
実施主体	対策項目	
1 事業所等	(1) エネルギー等の使用量の把握	ア 自ら把握可能な情報に基づき、事業所等の全体のエネルギー等の使用量を把握し、集計し、整理すること。
		イ 自ら把握可能な情報に他者から得た情報も加え、事業所等の全体のエネルギー等の使用量を把握し、集計し、整理すること。
		ウ 管理用の計量器又は取引用の計量器を容易に視認でき、又は設置した場合には、必要に応じて、日又は時間などのより短い周期でエネルギー等使用量を記録し、集計し、整理すること。
		エ 設備ごとに管理用の計量器を設置し、エネルギー等の使用量を詳細に記録し、集計し、整理すること。
	(2) エネルギー等の使用状況の把握	ア エネルギー等の使用量について、月ごとに前年度の使用量と比較し、エネルギー等の使用傾向を把握すること。
		イ エネルギー等について、過去数年の使用量の記録を種類ごとに比較し、使用の傾向を把握すること。
		ウ 管理用の計量器で把握した設備のエネルギー等の使用量により、主要な設備のエネルギー等の使用状況を把握すること。
		エ 事業所等ごとのエネルギー等の使用状況を把握し、地球温暖化の対策を推進する指標として活用すること。

第3 運用対策

1 全事業者

対策分類		対策内容
対象事業者	対象となる設備	
(1) 全業種	ア 執務室、共用部等の照明設備	(ア) 点灯及び消灯の基準を作成し、空き室、不在時等の不要時の消灯をこまめに実施すること。
		(イ) 執務室の点灯範囲が分割できる場合、点灯範囲の現状を把握し、使用者が認識するようスイッチに当該点灯範囲を表示すること。
		(ウ) 日本工業規格 Z 9110（照度基準）及び Z 9125（屋内作業場の照明基準）並びにこれらに準ずる規格に規定するところにより、視作業の状況及び視環境の快適性を勘案の上、適正な照度レベルに設定すること。
		(エ) 採光を利用できる場所において、採光のある時間帯は積極的に採光を利用し、消灯を実施すること。
		(オ) 事務所等の営業形態を考慮し、昼休み消灯（一部又は全部）を実施すること。
		イ 執務室、共用部等の空調設備
	イ 執務室、共用部等の空調設備	(ア) 冷暖房温度については、着衣の工夫を行うとともに、都が推奨する設定温度を勘案し、設定すること。
		(イ) 空調の運転範囲が分かれている場合、使用者が認識するよう室内機スイッチに運転範囲を表示すること。
		(ウ) 温度計等を活用して執務室内温度条件を把握し、風量、冷暖房温度及び湿度を適正な値に設定すること。
		(エ) 空き室、不在時等のこまめな空調停止、終業時刻より早めの空調停止など室内機スイッチ操作の基準を作成すること。
		(オ) 空調負荷の低減を図るため、予熱時又は予冷時の外気導入量の停止等を実施すること。
		(カ) 空調負荷の低減を図るため、夏季及び冬季時の外気導入量の制御、中間期（春季及び秋季）の全熱交換器の運転停止等を実施すること。
	ウ 事務用機器	(キ) 中間期（春季及び秋季）には、外気を直接室内に導入して冷房を行うなど、熱源エネルギーの削減を図ること。
		ウ 事務用機器
	ウ 事務用機器	(ア) 複写機（以下「コピー機」という。）、印刷機（以下「プリンター」という。）、ファクシミリ等に省エネモードの設定がある場合は、当該設定を実施すること。
		(イ) コピー機及びプリンターについて、業務終了時に速やかに停止すること。

	(ウ) 個人用のパーソナルコンピューター（以下「パソコン」という。）等については、離席時等の不使用時には、待機電力の削減のため電源を切ることを徹底すること。
エ 共用設備	(ア) 共用設備では、便所の便座ヒーター、給湯器等の設定温度を把握し、季節に応じた設定温度の変更を実施すること。
	(イ) 自動販売機の照明については、夜間営業がない場合等には、夜間、休日等のタイマーによる消灯を実施すること。
	(ウ) 飲料用自動販売機については、夜間営業等がない場合等には、夜間、休日等のタイマーによる停止を実施すること。
	(エ) 屋外照明（屋外灯・駐車場灯・看板灯）は、明るさによる自動点滅器、タイマー等による季節に応じた点灯時間の管理を実施すること。
	(オ) 屋内駐車場の換気時間を把握し、換気の不要時間帯における換気設備の停止を実施すること。

2 運用対策（業務部門）

対策分類		対策内容
対象事業者	対象となる設備	
(1) 飲食系の業種	ア 厨房・バックヤードの照明設備	(ア) 荷物等が照明の障害となり、照度低下が発生しないよう、定期的な確認とともに、整理整頓を徹底すること。
		(イ) バックヤードについては、点灯及び消灯の基準を作成し、不要時の消灯をこまめに実施すること。
	イ 客席等の照明設備	(ア) 営業前後の準備及び片付けの時間帯の客室照明については、点灯及び消灯の基準を作成し、不要箇所の消灯をこまめに実施すること。
		(イ) 客数の少ない時間帯には、可能な限り客席を集約し、点灯範囲を限定する等の点灯管理を実施すること。
	ウ 厨房・バックヤードの空調設備	(ア) 空調の吹出口の直近の荷物等による通風障害が発生しないよう、定期的な確認とともに、整理整頓を徹底すること。
		(イ) 厨房の換気量を見直し、過度の空調負荷にならないよう換気量の適正化を図ること。
エ 客席等の空調設備	(ア) 温度計を使用して室内温度状態を把握し、風量、冷暖房温度及び湿度を適正な値に設定すること。	

		(イ) 営業前後の準備及び片付けの時間帯の空調設備については、作業エリアに限定するなど基準を作成し、不要箇所の運転をこまめに停止すること。
		(ウ) 客数の多寡が生じる時間帯に応じた、空調のこまめな運転管理を実施すること。
	オ 厨房設備	(ア) 加熱用機器の使用では、適切な加熱時間を検討し、その目安となる時間を表示して無駄な加熱の抑制を図ること。
		(イ) 加熱用機器については、加熱時の熱損失を低減するため、加熱時はふたをするよう表示し、指導すること。
		(ウ) 水栓器具の近傍に節水を促す表示をし、使用者への意識啓発を図ること。
		(エ) 調理用機器、食器用洗浄機等については、効率的な使用方法を検討し、その方法を機器の近傍に表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。
	カ 冷凍冷蔵設備	(ア) 冷凍冷蔵庫については、内容物に適した冷凍温度及び冷蔵温度を把握し、適正な設定温度を行うことで過冷却の防止を図ること。
		(イ) 冷凍及び冷蔵の適正温度については、庫外に表示するなど、使用者への意識啓発を図ること。
		(ウ) 冷凍冷蔵庫からの材料出しについては、材料の収納位置を庫外に表示し、冷凍冷蔵庫の開閉時間の短縮を図ること。
	キ アからカまで以外の業務用設備	(ア) アからカまで以外の業務用設備については、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。
		(イ) アからカまで以外の業務用設備については、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。
(2) 温水利用系の業種	ア 利用室等の照明設備	(ア) 利用室の点灯範囲が分割されている場合は、点灯範囲の現状を把握し、従業員等が認識するようスイッチに当該点灯範囲を表示すること。
		(イ) 採光を利用できる場所において、採光のある時間帯は積極的に採光を利用し、消灯を実施すること。
		(ウ) 利用室、倉庫等については、点灯及び消灯の基準を作成し、不要時の消灯をこまめに実施すること。
	イ 利用室の空調設備	(ア) 利用客数を時間帯別に把握し、客の多寡により空調温度の設定のこまめな変更を実施すること。
		(イ) 空調の運転範囲が分かれている場合、その範囲を把握し、従業員等が認識するようスイッチに運転範囲を表示

		<p>すること。</p> <p>(ウ) 終業時刻より早めの空調停止が可能な場合は実施すること。</p> <p>(エ) 温度計等を活用して室内温度条件を把握し、風量、冷暖房温度及び湿度を適正な値に設定すること。</p> <p>(オ) 空き室、不在時等の不要時の空調停止をこまめに実施すること。</p> <p>(カ) 中央熱源方式空調の場合、熱源機器等の設定を把握し、季節に応じた設定値の変更を実施すること。</p>
	ウ 給湯設備	<p>(ア) 季節に応じた設定温度の見直しを実施すること。</p> <p>(イ) 配管での放熱損失が少なくなるよう設定温度と使用場所との温水温度差を管理すること。</p> <p>(ウ) 利用客数とガス消費量との関係を把握し、利用客数に対するガス消費量の割合の低減を図ること。</p> <p>(エ) 熱源設備が複数ある場合は、負荷に応じて最も効率の良い運転台数での運転を実施すること。</p>
	エ 給排水設備	<p>(ア) 漏水による無駄を防止するため、終業・始業時に使用量を計量器で確認し、漏水の有無を確認すること。</p> <p>(イ) 利用客数と水道使用量との関係を把握し、利用客数に対する水道使用量の割合の低減を図ること。</p>
	オ アからエまで以外の業務用設備	<p>(ア) アからエまで以外の業務用設備については、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。</p> <p>(イ) アからエまで以外の業務用設備については、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。</p>
(3) 宿泊型系の業種	ア 共用部の空調設備	<p>(ア) 利用客数を時間帯別に把握し、客の多寡により空調温度の設定のこまめな変更を実施すること。</p> <p>(イ) 中央熱源方式空調の場合、熱源機器等の設定を把握し、季節に応じた設定値の変更を実施すること。</p>
	イ 厨房設備	<p>(ア) 加熱用機器の使用では、適切な加熱時間を検討し、その目安となる時間を表示して無駄な加熱を抑制すること。</p> <p>(イ) 加熱用機器については、加熱時の熱損失を低減するため、加熱時はふたをするよう表示し、指導すること。</p> <p>(ウ) 水栓器具の近傍に節水を促す表示をし、使用者への意識啓発を図ること。</p> <p>(エ) 調理用機器、食器用洗浄機等については、効率的な使用法を検討し、その方法を機器の近傍に表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。</p>

	ウ 給湯設備	(ア) 季節に応じた設定温度の見直しを実施すること。	
		(イ) 配管での放熱損失が少なくなるよう設定温度と使用場所との温水温度差を管理すること。	
		(ウ) 利用客数とガス消費量との関係を把握し、利用客数に対するガス消費量の割合の低減を図ること。	
		(エ) 熱源設備が複数ある場合は、負荷に応じて最も効率の良い運転台数での運転を実施すること。	
	エ 給排水設備	(ア) 漏水による無駄を防止するため、終業・始業時に使用量を計量器で確認し、漏水の有無を確認すること。	
		(イ) 利用客数と水道使用量との関係を把握し、利用客数に対する水道使用量の割合の低減を図ること。	
	オ アからエまで以外の業務用設備	(ア) アからエまで以外の業務用設備については、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。	
		(イ) アからエまで以外の業務用設備については、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。	
	(4) (1)から(3)まで以外のサービス系の業種	ア 客室等の照明設備	(ア) 点灯及び消灯の基準を作成し、不要時の消灯をこまめに実施すること。
			(イ) 採光を利用できる場所において、採光のある時間帯は積極的に採光を利用し、消灯を実施すること。
		イ 客室等の空調設備	(ア) 利用客数を時間帯別に把握し、客の多寡により空調温度の設定のこまめな変更を実施すること。
			(イ) 空調の運転範囲が分かれている場合、その範囲を把握し、従業員等が認識するようスイッチに運転範囲を表示すること。
(ウ) 終業時刻より早めの空調停止が可能な場合は実施すること。			
(エ) 温度計等を活用して室内温度条件を把握し、風量、冷暖房温度及び湿度を適正な値に設定すること。			
(オ) 空き室、不在時等の不要時の空調停止をこまめに実施すること。			
(カ) 中央熱源方式の空調の場合、熱源機器等の設定を把握し、季節に応じた設定値の変更を実施すること。			
ウ (1)から(3)まで以外のサービス系の業種で主に使用する設備等		(ア) (1)から(3)まで以外のサービス系の業種で主に使用する設備並びにア及びイ以外の業務用設備については、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。	
		(イ) (1)から(3)まで以外のサービス系の業種で主に使用する設備並びにア及びイ以外の業務用設備については、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示す	

		ることにより、使用者への意識啓発を図ること。
(5) 食品小売系の業種	ア 売場等の照明設備	(ア) 点灯範囲が分割されている場合は、点灯範囲の現状を把握し、従業員等が認識するようスイッチに当該点灯範囲を表示すること。
		(イ) 営業前後の準備及び片付けの時間帯の客室照明については、点灯及び消灯の基準を作成し、不要箇所の消灯をこまめに実施すること。
		(ウ) バックヤードについては、点灯及び消灯の基準を作成し、不要時の消灯をこまめに実施すること。
		(エ) 展示品用スポット照明については、過剰な設置台数とならないよう照射位置の調整を実施すること。
	イ 売場等の空調設備	(ア) 利用客数を時間帯別に把握し、客の多寡により空調温度の設定のこまめな変更を実施すること。
		(イ) 空調の運転範囲が分かれている場合、その範囲を把握し、従業員等が認識するようスイッチに運転範囲を表示すること。
		(ウ) 終業時刻より早めの空調停止が可能な場合は実施すること。
		(エ) 温度計等を活用して室内温度条件を把握し、風量、冷暖房温度及び湿度を適正な値に設定すること。
		(オ) 空き室、不在時等の不要時の空調停止をこまめに実施すること。
		(カ) 中央熱源方式の空調の場合、熱源機器等の設定を把握し、季節に応じた設定値の変更を実施すること。
	ウ 冷凍冷蔵設備	(ア) 冷凍冷蔵庫については、内容物に適した冷凍温度及び冷蔵温度を把握し、適正な設定温度を行うことで過冷却の防止を図ること。
		(イ) 冷凍及び冷蔵の適正温度については、庫外に表示するなど、使用者への意識啓発を図ること。
		(ウ) 冷凍冷蔵庫からの材料出しについては、材料の収納位置を庫外に表示し、冷凍冷蔵庫の開閉時間の短縮を図ること。
		(エ) 冷凍冷蔵ショーケースにナイトカバーが附属している機種については、営業終了後のナイトカバーの設置を徹底して実施すること。
		(オ) 冷凍冷蔵ショーケースについては、冷気噴出し口の周辺を整理し、陳列物が原因となる冷却効率低下の防止を徹底すること。
エ アからウまで以外	(ア) アからウまで以外の業務用設備については、営業時間	

	外の業務用設備	<p>外等の不要時の停止を実施すること。</p> <p>(イ) アからウまで以外の業務用設備については、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。</p>
(6) (5)以外の小売系の業種	ア 売場等の照明設備	(ア) 点灯範囲が分割されている場合は、点灯範囲の現状を把握し、従業員等が認識するようスイッチに当該点灯範囲を表示すること。
		(イ) 営業前後の準備及び片付けの時間帯の客室照明については、点灯及び消灯の基準を作成し、不要箇所の消灯をこまめに実施すること。
		(ウ) バックヤードについては、点灯及び消灯の基準を作成し、不要時の消灯をこまめに実施すること。
		(エ) 展示品用スポット照明については、過剰な設置台数とならないよう調整を実施すること。
	イ 売場等の空調設備	(ア) 利用客数を時間帯別に把握し、客の多寡により空調温度の設定のこまめな変更を実施すること。
		(イ) 空調の運転範囲が分かれている場合、その範囲を把握し、従業員等が認識するようスイッチに運転範囲を表示すること。
		(ウ) 終業時刻より早めの空調停止が可能な場合は実施すること。
		(エ) 温度計等を活用して室内温度を把握し、過冷却等にならないよう、風量、冷暖房温度及び湿度を適正な値に設定すること。
		(オ) 空き室、不在時等の不要時の空調停止をこまめに実施すること。
		(カ) 中央熱源方式の空調の場合、熱源機器等の設定を把握し、季節に応じた設定値の変更を実施すること。
ウ (5)以外の小売系の業種で主に使用する設備等	(ア) (5)以外の小売系の業種で主に使用する設備並びにア及びイ以外の業務用設備については、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。	
	(イ) (5)以外の小売系の業種で主に使用する設備並びにア及びイ以外の業務用設備については、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。	
(7) テナントビルの所有者等	ア 共用部の照明設備	(ア) 利用時間に応じて、フロアごとの点灯及び消灯を実施すること。
		(イ) 階段照明については、消灯の可否を検討し、可能な場合には消灯を実施すること。

イ 共用部の空調設備	(ア) 温度計等を活用して共用部の温度を把握し、その温度に応じた風量、冷暖房温度及び湿度の適正な値に設定すること。
	(イ) 共用部の空調がフロアごとに停止可能な場合は、テナント等の営業時間に合わせるなどフロアごとの運転管理を実施すること。
	(ウ) 中央熱源方式の空調設備の場合、熱源機器等の設定を把握し、季節に応じた設定値の変更を実施すること。
ウ ア及びイ以外の業務用設備	(ア) ア及びイ以外の業務用設備については、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。
	(イ) ア及びイ以外の業務用設備については、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。

3 運用対策（産業部門）

対象となる設備	対策内容
(1) 産業設備全般	(ア) 作業効率の維持又は向上のため、4S（整理、整頓、清潔及び清掃）を徹底すること。
	(イ) 作業効率が最適となるよう、作業動線を考慮した機器配置とすること。
(2) 生産設備	(ア) 機器の特性の把握、特に負荷に対する効率を把握し、機器リストを作成すること。
	(イ) 運転方法をルール化し、不用時の停止をこまめに実施すること。
	(ウ) 生産設備の日常的な運転時の電流、電圧等を記録し、管理すること。
	(エ) 同種の機器が複数ある場合には、効率の良い機器から優先的な運転を実施すること。
	(オ) 同種の機器が複数ある場合には、負荷に応じて最も効率の良い運転台数での運転を実施すること。
(3) 受変電設備	(ア) 最大負荷時、最低負荷時などの機器の運転状況に応じた受電力率を把握し、その記録を管理すること。
	(イ) 機器の起動順序、運転時間等の運転方法の変更、機器更新時など機会をとらえ、契約電力の見直しを行うこと。
(4) コンプレッサ設備	(ア) 通常の運転状態の把握のために、圧縮空気の系統図の作成、圧縮空気の使用設備のリストを作成し、省エネルギー対策の基本データとして整備すること。
	(イ) 配管系統からの漏れによる損失の低減のため、エア漏れの確認を行うこと。

	<p>(㉒) コンプレッサ出口、エアドライヤ及びタンクの前後並びに使用端の圧力を日常的に記録し、圧力の管理をすること。</p> <p>(㉓) 吐出圧力については、供給される側の機器の最低必要圧力を確認し、配管ロス等を考慮の上、使用圧力に応じた適正な吐出圧力に調整すること。</p> <p>(㉔) コンプレッサが複数台設置されている場合には、負荷に応じて最も効率の良い運転台数での運転を実施すること。</p>
(5) ボイラ設備	<p>(㉕) 通常の運転状態の把握のために、燃料使用量、給水量、運転時間の日常的な記録、蒸気の系統図の作成、蒸気の使用設備のリスト作成、ボイラ単体効率の把握をし、省エネルギー対策の基本データとして整備すること。</p> <p>(㉖) 蒸気を用いて加熱等を行う設備については、加熱設備内部及び蒸気管での放熱を防止するため、不要時には蒸気供給バルブの閉止を実施すること。</p> <p>(㉗) 生産設備が稼働できるようになるまでのボイラの暖機時間を把握し、暖機運転時間の短縮をすること。また、季節に応じた暖機運転時間の設定を行うこと。</p> <p>(㉘) ボイラのブローについては、過剰なブロー量による熱の損失を防止するため、定期的に給水及びボイラ水の水質分析を行い、可能な限りブロー量を低減すること。</p> <p>(㉙) 蒸気圧力については、供給される側の機器の最低必要圧力を確認し、配管ロス等を考慮の上、使用圧力に応じた適正な圧力へ調整すること。</p> <p>(㉚) 熱源が複数ある場合には、使用量に応じて最も効率の良い運転台数での運転を実施すること。</p> <p>(㉛) 空気比を確認し、燃料の消費が少なく、最適な燃焼効率が得られるよう調整を実施すること。</p>
(6) 給排水設備	<p>(㉜) 漏水による無駄を防止するため、終業時及び始業時に使用量を計量器で確認し、漏水の有無を確認すること。</p> <p>(㉝) 機器の洗浄時間等の水利用方法に関する基準を作成し、水使用量の抑制を実施すること。</p>
(7) (1)から(6)まで以外の業務用設備	<p>(㉞) (1)から(6)まで以外の業務用設備については、業種特有の機器を中心に、営業時間外等の不要時の停止を実施すること。</p> <p>(㉟) (1)から(6)まで以外の業務用設備については、業種特有の機器を中心に、効率的な使用方法を検討し、使用方法等を表示することにより、使用者への意識啓発を図ること。</p>

第4 設備保守対策

1 業務部門

対象となる設備		対策内容
(1) 照明設備	ア 屋内照明設備	(ア) 適正な照度を維持するため、ランプ及び反射板の清掃、定期的なランプの交換など、定期的に保守及び点検を実施すること。
(2) 空調・換気設備	ア 中央熱源方式空調設備	(ア) 熱源設備、空調機器、ポンプ、ファン、配管、ダクト、冷却塔等については、個別機器の効率及び空調設備全体の総合的な効率を良好な状態に維持するため、フィルター、熱交換器、凝縮器、コイルフィンなどの清掃等、定期的に保守及び点検を実施すること。
	イ 個別方式空調設備	(ア) 圧損による効率低下を防ぐため、フィルターのこまめな清掃など、定期的に保守及び点検を実施すること。
	ウ 換気設備	(ア) 圧損による効率低下を防ぐため、フィルターのこまめな清掃など、定期的に保守及び点検を実施すること。
(3) 給湯設備	ア 中央方式給湯設備	(ア) 給湯設備については、熱源の効率維持のため、ボイラ等の定期的な保守及び点検を実施すること。
		(イ) ボイラ等については、空気比を確認し、燃料の消費が少なく、最適な燃焼効率が得られるよう調整を実施すること。
(4) (1)から(3)まで以外の業務用設備		(ア) 設備の効率を維持するため定期的に保守及び点検を実施すること。

2 産業部門

対象となる設備		対策内容
(1) 照明設備	ア 屋内照明設備	(ア) 適正な照度を維持するため、ランプ及び反射板の清掃、定期的なランプの交換など、定期的に保守及び点検を実施すること。
(2) 空調・換気設備	ア 中央熱源方式空調設備	(ア) 熱源設備、空調機器、ポンプ、ファン、配管、ダクト、冷却塔等については、個別機器の効率及び空調設備全体の総合的な効率を良好な状態に維持するため、フィルター、熱交換器、凝縮器、コイルフィンなどの清掃等、定期的に保守及び点検を実施すること。
	イ 個別方式空調設備	(ア) 圧損による効率低下を防ぐため、フィルターのこまめな清掃など、定期的に保守及び点検を実施すること。
	ウ 換気設備	(ア) 圧損による効率低下を防ぐため、フィルターのこまめな清掃など、定期的に保守及び点検を実施すること。
(3) 生産設備		(ア) 生産設備については、機器の効率を維持するため、運転状況を確認し、消耗品を交換等するなど定期的な保守及び点検を実施すること。

	(イ) 配管での圧力損失を防ぐため、ポンプのストレーナー及び送風機のフィルターの清掃を定期的実施すること。
(4) コンプレッサ設備	(ア) 配管系統からの漏れによる損失を低減するために、定期的エア漏れ箇所の点検及び補修を実施すること。 (イ) コンプレッサの効率を維持するために、定期的な点検を実施すること。
(5) ボイラ設備	(ア) ボイラの燃焼効率を維持するため、定期的な保守及び点検を実施すること。 (イ) スチームトラップについては、動作不良等による蒸気の漏えい及び閉そくを防止するため、定期的保守及び点検を実施すること。 (ウ) 配管系統からの漏れによる損失を低減するために、定期的蒸気漏れ箇所の点検及び補修を実施すること。 (エ) ボイラへの給水は、伝熱管へのスケールの付着及びスラッジ等の沈でんを防止し、ボイラの効率を維持するため、日本工業規格 B 8223 (ボイラの給水及びボイラ水の水質) の規定により水質管理を実施すること。
(6) 給排水設備	(ア) 漏水による無駄を防止するため、終業時及び始業時に使用量を計量器で確認し、漏水の有無を確認すること。
(7) (1)から(6)まで以外の業務用設備	(ア) 設備の効率を維持するため定期的保守及び点検を実施すること。

第5 設備導入対策

1 業務部門

対策分類		対策内容
対象となる設備	対策項目	
(1) 照明設備	ア 屋内ランプの高効率化	(ア) 既設のランプより高効率なランプの採用が可能な場合は、ランプ交換の機会をとらえて順次高効率のランプを導入すること。
	イ 屋内照明器具の高効率化	(ア) 既設の照明器具が磁気回路式安定器を使用している場合には、稼働時間、照明方式等を踏まえ、電子式安定器（Hf型）へ更新すること。
		(イ) 照明器具の更新、新設等の機会をとらえ、既設照明の点灯回路、ランプ方式、照度等を勘案し、順次高効率の照明器具（Hf型等）を導入をすること。
	ウ 屋内照明の点灯回路の細分化	(ア) 照明スイッチと点灯範囲との対応を確認し、不要な範囲の照明が点灯する場合には、必要な範囲の点灯となるよう点灯回路の細分化を行うこと。
		(イ) 消し忘れしやすい場所には、稼働時間、照明方式等を踏まえ、人感センサーなどを導入すること。
	エ 屋外ランプの高効率化	(ア) 既設のランプより高効率なランプの採用が可能な場合は、ランプ交換の機会をとらえて順次高効率のランプの導入を実施すること。
オ 屋外照明器具の高効率化	(ア) 既設の照明器具が磁気回路式安定器を使用している場合には、稼働時間、照明方式等を踏まえ、電子式安定器（Hf型）へ更新すること。	
	(イ) 照明器具の更新・新設等の機会をとらえて既設照明の点灯回路、ランプ方式、照度等を勘案し、順次高効率の照明器具（Hf型、メタルハライドなど）を導入すること。その際、既設照明による照度を勘案し、過剰な照明にならないよう配慮すること。	
(2) 空気調和設備（中央熱源方式）	ア 冷温水配管の保温	(ア) 冷温水配管、継ぎ手、バルブ等の配管系の断熱性能が不十分と認められる場合には、断熱強化を図ること。その際、日本工業規格 A 9501（保温保冷工事施工標準）及びこれに準じる規格に規定するところにより行うこと。
	イ 搬送動力の負荷に応じた制御の導入	(ア) 搬送動力（ポンプ及びファン）については、更新、新設等の機会をとらえて、順次高効率モータを導入すること。
(イ) インバータ制御によるエネルギー低減が大きいと見込まれる場合、ポンプ及びファンには、インバータの導入により使用する流量及び圧力に応じた可変速制御を導入すること。		

	ウ 冷温熱源機の高効率化	(ア) 空調の冷温熱源機器については、更新、新設等の機会をとらえて、順次高効率な熱源機器の導入を実施すること。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定すること。
(3) 空調設備 (個別方式)	ア 空調機の効率化	(ア) 更新、新設等の機会をとらえて、順次高効率な機器を導入すること。
(4) 冷凍・冷蔵 設備	ア 冷凍冷蔵ショーケースの照明の効率化	(ア) トップフード照明を設置し、ショーケース内照明の低減を図ること。
	イ 冷凍冷蔵ショーケースの断熱化	(ア) ナイトカバーの附属状況を確認し、附属していない場合は、外付けのナイトカバーを設置すること。
	ウ 冷凍冷蔵ショーケースの冷凍冷蔵機能の高効率化	(ア) インバータによる可変速制御が可能な場合、冷凍機に可変速制御を導入し、負荷変動に応じた設備の運転を実施すること。 (イ) 更新時及び新設時には、より高効率な機器の導入を実施すること。
(5) 給湯設備	ア 給湯器の高効率化	(ア) ガス式給湯器については、更新時、新設時等の機会をとらえて、潜熱回収型ガス給湯器など順次高効率な機器の導入を実施すること。 (イ) 電気式給湯器は、更新時、新設時等の機会をとらえて、ヒートポンプ式給湯器など順次高効率な機器の導入を実施すること。 (ウ) ボイラの更新時及び新設時には、順次高効率な機器を採用すること。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力の比較・検討をし、適正な容量を選定すること。
	イ 温水配管の保温の強化	(ア) 冷温水配管、継ぎ手、バルブ等の配管系の断熱性能が不十分と認められる場合には、断熱強化を図ること。その際、日本工業規格 A 9501 (保温保冷工事施工標準) 及びこれに準じる規格に規定するところにより行うこと。
(6) 事務用機器	ア 事務用機器の高効率化	(ア) パソコン、プリンター、コピー機、ファクシミリの更新時及び新設時には、より省エネルギー性能の高い機器の導入を実施すること。
(7) (1)から(6)まで以外の設備	ア (1)から(6)まで以外の設備の高効率化	(ア) 更新時及び新設時には、順次高効率な機器を採用すること。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定すること。

2 産業部門

対策分類		対策内容
対象となる設備	対策項目	
(1) 照明設備	ア 屋内ランプの高効率化	(ア) 既設のランプより高効率なランプの採用が可能な場合は、ランプ交換の機会をとらえて順次高効率のランプを導入すること。
	イ 屋内照明器具の高効率化	(ア) 既設の照明器具が磁気回路式安定器を使用している場合には、稼働時間、照明方式等を踏まえ、電子式安定器（Hf型）へ更新すること。
		(イ) 照明器具の更新、新設等の機会をとらえ、既設照明の点灯回路、ランプ方式、照度等を勘案し、順次高効率の照明器具（Hf型等）を導入をすること。
	ウ 屋内照明の点灯回路の細分化	(ア) 照明スイッチと点灯範囲との対応を確認し、不要な範囲の照明が点灯する場合には、必要な範囲の点灯となるよう点灯回路の細分化を行うこと。
		(イ) 消し忘れしやすい場所には、稼働時間、照明方式等を踏まえ、人感センサーなどを導入すること。
	エ 屋外ランプの高効率化	(ア) 既設のランプより高効率なランプの採用が可能な場合は、ランプ交換の機会をとらえて順次高効率のランプの導入を実施すること。
オ 屋外照明器具の高効率化	(ア) 既設の照明器具が磁気回路式安定器を使用している場合には、稼働時間、照明方式等を踏まえ、電子式安定器（Hf型）へ更新すること。	
	(イ) 照明器具の更新・新設等の機会をとらえて、既設照明の点灯回路、ランプ方式、照度等を勘案し、順次高効率の照明器具（Hf型、メタルハライドなど）を導入すること。その際、既設照明による照度を勘案し、過剰な照明にならないよう配慮すること。	
(2) 空調設備 (中央熱源方式)	ア 冷温水配管の保温	(ア) 冷温水配管、継ぎ手、バルブ等の配管系の断熱性能が不十分と認められる場合には、断熱強化を図ること。その際、日本工業規格 A 9501（保温保冷工事施工標準）及びこれに準じる規格に規定するところにより行うこと。
	イ 搬送動力の負荷に応じた制御の導入	(ア) 搬送動力（ポンプ及びファン）については、更新、新設等の機会をとらえて、順次高効率モータの導入を実施すること。
(イ) インバータ制御によるエネルギー低減が大きいと見込まれる場合、ポンプ及びファンには、インバータの導入により使用する流量及び圧力に応じた可変速制御の導入を実施すること。		

	ウ 冷温熱源機の高効率化	(ア) 空調の冷温熱源機器については、更新、新設等の機会をとらえて、順次高効率な熱源機器の導入を実施すること。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定すること。
(3) 空調設備 (個別方式)	ア 空調機の効率化	(ア) 更新、新設等の機会をとらえて、順次高効率な機器の導入を実施すること。
(4) 生産設備	ア モータの高効率化等	(ア) 更新、新設等の機会をとらえて、稼働時間、駆動方式等を踏まえ、順次高効率モータの導入を実施すること。 (イ) 負荷変動が大きい設備には、使用状況、更新時期等について検討し、インバータによる可変速制御などの導入をし、負荷変動に応じた設備の運転を実施すること。
	イ 機器の効率的な使用	(ア) コンプレッサの吸気は、温度の低い方が効率が良いため、低温かつ清浄な空気の入力が可能な場所がある場合には、その設置場所へ移設をすること。更新の際にも、給気効率を考慮した場所に設置すること。
(6) ボイラ設備	ア 系統からの放熱防止対策	(ア) 冷温水配管、継ぎ手、バルブ等の配管系の断熱性能が不十分と認められる場合には、断熱強化を図ること。その際、日本工業規格 A 9501 (保温保冷工事施工標準) 及びこれに準じる規格に規定するところにより行うこと。
	イ 機器の高効率化	(ア) 更新、新設等の機会をとらえて、稼働時間や駆動方式等を踏まえ、順次高効率なボイラの導入を実施すること。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定すること。
(7) (1)から(6)まで以外の設備	ア (1)から(6)まで以外の設備の高効率化	(ア) 更新時及び新設時等には、順次高効率な機器を採用すること。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定すること。

別表第2 貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用している場合の地球温暖化の対策

第1 自らの貨物等の搬入のため他者の自動車を利用しているとき。

項目	事業者の取組
1 低公害・低燃費車等の利用割合の向上	(1) 貨物等を搬入する際には、低公害・低燃費車を使用して搬入することを、売主等との売買契約書等に記載すること。
	(2) 運送を委託して貨物等を搬入する際には、低公害・低燃費車を使用して搬入することを、運送事業者との運送契約書に記載すること。
	(3) 入構許可証の交付時、搬入計画の策定時等に合わせ、低公害・低燃費車の利用状況を確認すること。
	(4) 貨物等を搬入する際には、環境負荷の大きな自動車を使用しないことを、売主等との売買契約書等に記載すること。
	(5) 運送を委託して貨物等を搬入する際には、環境負荷の大きな自動車を使用しないことを、運送事業者との運送契約書に記載すること。
	(6) 入構許可証の交付時、搬入計画の策定時等に合わせ、環境負荷の大きな自動車の利用状況を確認すること。
	(7) 環境負荷の大きな自動車を使用しないことを求める掲示物を施設内に設置すること。
	(8) その他
2 物流効率化の推進による交通量の抑制	(1) 共同輸配送を推進するため、他者の貨物等と併せて輸配送することを受け入れること。
	(2) 過度なジャスト・イン・タイムサービスを廃止する等納品回数を削減すること。
	(3) 朝夕のラッシュ時、積載効率の低い曜日等を避けた輸配送を運輸事業者と共同で実施すること。
	(4) 効率的な物流活動が可能となる荷さばきのための駐車施設等関連施設を場内に整備すること。
	(5) 建物内配送を一元化すること。
	(6) 貨物等の形状の標準化（既成のパレット・コンテナの使用等）について売主等と協議し、また館内にパレット・コンテナ集積所などを設けること。
	(7) 積載率向上のため、自ら過度の包装等の見直しを行うこと。
	(8) 積載率向上のため、包装資材の軽量化等に取り組むよう売主等に対して働きかけること。
	(9) 共同輸配送など効率的輸配送を行う運送事業者を選択するよう売主等に対して働きかけること。
	(10) 適宜、運行指示書等の提示要求、包装資材等の確認等を行い、(8)及び(9)の働きかけの実現状況を確認すること。
	(11) その他
3 エコドライブの推進	(1) エコドライブを実施した輸配送を行うよう売主等に対して働きかけること。
	(2) エコドライブの推進を求める掲示物を施設内に掲示すること。

	と。
	(3) その他
4 体制の整備	(1) 物流効率化、エコドライブの推進等に係る社員教育を実施すること。
	(2) 運送事業者等の取組状況を、適宜、把握するとともに確認できるような体制を整備すること。
	(3) 売主、運送事業者等との連携のために協議会を設置する等の取組を行うこと。
	(4) その他
5 貨物輸送以外の自動車交通量対策	(1) 通勤者の自動車使用を抑制するための取組を行うこと。
	(2) 来訪者等の自動車使用を抑制するための取組を行うこと。
	(3) その他

第2 施設利用者等の貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用しているとき。

項目	事業者の取組
1 低公害・低燃費車等の利用割合の向上	(1) 施設利用者等が貨物等を搬入する際には、低公害・低燃費車を使用するよう働きかけること。
	(2) 施設利用者等が運送を委託して貨物等を搬入する際には、低公害・低燃費車を使用するよう働きかけること。
	(3) 入構許可証の交付時、搬入計画の策定時等に合わせ、低公害・低燃費車の利用状況を確認すること。
	(4) 施設利用者等が貨物等を搬入する際には、環境負荷の大きな自動車を使用しないよう働きかけること。
	(5) 施設利用者等が運送を委託して貨物等を搬入する際には、環境負荷の大きな自動車を使用しないよう働きかけること。
	(6) 入構許可証の交付時、搬入計画の策定時等に合わせ、環境負荷の大きな自動車の利用状況を確認すること。
	(7) 環境負荷の大きな自動車を使用しないことを求める掲示物を施設内に設置すること。
	(8) その他
2 物流効率化の推進による交通量の抑制	(1) 効率的な物流活動が可能となる荷さばきのための駐車施設等関連施設を場内に整備すること。
	(2) 貨物等の形状の標準化（既成のパレット・コンテナの使用等）について売主等と協議するよう、施設利用者等に対して働きかけ、また館内にパレット・コンテナ集積所などを設けること。
	(3) 建物内配送を一元化すること。
	(4) 積載率向上のため、過度の包装等を見直すよう、施設利用者等に対して働きかけること。
	(5) 共同輸配送を推進するため、他者の貨物等と併せて輸配送することを受け入れるよう、施設利用者等に対して働きかけること。

	(6) 共同輸配送など効率的輸配送を行う運送事業者を選択するよう、施設利用者等に対して働きかけること。
	(7) その他
3 エコドライブの推進	(1) エコドライブの推進を求める掲示物を施設内に掲示すること。
	(2) その他
4 体制の整備	(1) 施設利用者等に対して物流効率化、エコドライブの推進等を実施するよう働きかけること。
	(2) 建物内配送の一元化に向けて運送事業者等の取組状況を確認すること。
	(3) 施設利用者等との連携のために協議会を設置する等の取組を行うこと。
	(4) その他
5 貨物輸送以外の自動車交通量対策	(1) 通勤者の自動車使用を抑制するための取組を行うこと。
	(2) 来訪者等の自動車使用を抑制するための取組を行うこと。
	(3) その他